

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

原子力規制委員会 殿		2017 埋計発第 164 号 2017 年 10 月 27 日
届出者 住所 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字沖付 4 番地 氏名 日本原燃株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 工藤 健 (担当者 室本 純孝 所属 埋設事業部 埋設計画部 電話		
別添のとおり、原子力事業者防災業務計画作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第 7 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。		
原子力事業所の名称及び場所	濃縮・埋設事業所 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮	
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	廃棄物埋設事業許可 平成 2 年 1 1 月 1 5 日	
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	平成 2 9 年 1 0 月 2 7 日	
協議した都道府県知事及び市町村長	青森県知事 三村 申吾 六ヶ所村長 戸田 衛	
予定される要旨の公表の方法	サイクル情報センター（青森市） およびホームページ（アドレス： http://www.jnfl.co.jp/ ）により公表する。	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

注) 本届出書は埋設事業部に係るものである。

濃縮・埋設事業所

埋設事業部

原子力事業者防災業務計画

平成29年10月

日本原燃株式会社

修正来歴表（原子力事業者防災業務計画）

No.	改正年月日	概要
0	H13年 8月1日	・作成（制定）
1	H15年1月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・「防災基本計画」（原子力災害対策編）改訂の反映 ・通報先に東北経済産業局を追加 ・オフサイトセンター派遣要員の変更 ・本社機能六ヶ所村移転に伴う社内組織改編及び防災組織修正の反映
2	H16年1月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・当社社内組織変更の反映 ・行政機関の組織改正による通報先の変更 ・通報先に経済産業省青森原子力産業立地調整官事務所六ヶ所連絡室を追加 ・対策組織の班構成の見直し
3	H17年1月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機関の組織改正に伴う見直し ・当社組織変更の反映 ・その他記載の適正化
4	H17年12月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・青森県「環境モニタリング実施要領」との整合による要員（環境モニタリング要員）の構成人員見直し ・その他記載の適正化
5	H18年12月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・青森県警察本部，横浜町の組織改正に伴う見直し ・当社組織変更の反映 ・その他記載の適正化
6	H20年1月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・六ヶ所村の組織改正に伴う見直し ・連絡先に文部科学省原子力災害警戒（対策）本部を追加 ・その他記載の適正化
7	H21年 1 月 20日	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策特別措置法施行規則改正に伴う見直し ・その他記載の適正化
8	H22年 1 月 28日	<ul style="list-style-type: none"> ・対策班の活動内容の見直し ・その他記載の適正化
9	H24年3月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・青森県内原子力事業者間安全推進協力協定の内容を反映 ・国土交通省の組織改正に伴う修正 ・濃縮・埋設事業所敷地図面の修正
10	H25年3月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策特別措置法の改正に伴う修正 ・その他記載の適正化

No.	改正年月日	概 要
11	H25年12月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害特別措置法施行令等の改正に伴う修正 ・当社組織変更の反映 ・その他記載の適正化
12	H27年3月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・社内組織改正に伴う修正 ・原子力発電所の緊急時対策指針の内容を反映 ・原子力規制庁の組織改正に伴う修正 ・内閣府本府組織令等の改正に伴う修正 ・内閣官房国家安全保障局発足に伴う修正 ・副原子力防災管理者の職位追加及び代行順位の変更に伴う修正 ・省令改正（命令）の内容を反映 ・原子力災害時における原子力事業者間協力協定の改正に伴う修正 ・様式の見直しを反映 ・その他記載の適正化
13	H28年3月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・省令等改正の反映 ・その他記載の適正化
14	H29年3月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・社内組織改正の反映 ・原子力緊急事態支援組織の本格運用開始に伴う修正 ・原子力防災組織の一部を委託するものの反映 ・原子力防災資機材の数量の見直しに伴う修正 ・その他記載の適正化
15	H29年10月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策指針の改正に伴う修正 ・省令等の改正に伴う修正 ・原子力規制庁の組織改正の反映 ・原子力防災資機材の業務所掌の見直しに伴う修正 ・その他記載の適正化

目 次

第1章 総則	1
第1節 目的	1
第2節 用語の定義	1
第3節 基本方針	5
第4節 原子力事業者防災業務計画の運用	6
第5節 原子力事業者防災業務計画の修正	6
第2章 原子力災害予防対策	8
第1節 防災体制の整備	8
1. 防災体制の組織及び区分	8
2. 警戒対策組織	8
3. 原子力防災組織	9
4. 原子力防災管理者、副原子力防災管理者	9
5. 連絡責任者	11
6. 指令伝達、情報連絡及び報告の経路	11
第2節 防災活動に使用する施設及び設備の整備	12
1. 緊急時対策所	12
2. 全社対策本部室	12
3. 原子力事業所災害対策支援拠点	12
4. 退去必要者の集合場所	13
5. 除染施設、応急処置施設	13
6. 気象観測設備	13
7. 放送装置	13
第3節 放射線測定設備その他必要な資機材の整備	13
1. モニタリングポスト	13
2. 原子力防災資機材等	14
第4節 原子力防災活動に必要な資料の整備	16
1. 緊急時対策所、全社対策本部室等に備え付ける資料	16
2. 緊急事態応急対策等拠点施設に備え付ける資料	16
3. オフサイトセンター（事業者ブース）に備え付ける資料	16
4. 原子力規制庁緊急時対応センター（事業者ブース）に備え付ける資料	16

第5節 防災教育、防災訓練	17
1. 防災教育	17
2. 防災訓練	17
第6節 関係機関との連携	18
1. 国との連携	18
2. 青森県及び六ヶ所村との連携	19
3. 地元防災関係機関等との連携	19
4. 当社以外の原子力事業者との連携	20
5. 原子力緊急事態支援組織との連携	20
第7節 周辺住民に対する平常時の広報活動	20
第3章 警戒態勢発令時の措置	21
第1節 警戒事象発生時の連絡	21
第2節 警戒態勢の発令及び解除	22
1. 事業部対策本部	22
2. 全社対策本部	22
第4章 第1次緊急時態勢発令時の措置	24
第1節 特定事象発見時の通報	24
1. 連絡責任者への通報	24
2. 社外への通報	24
第2節 第1次緊急時態勢の発令	25
1. 対策本部の設置	25
2. 権限の行使	27
第3節 応急措置の実施	27
1. 事故状況の把握	27
2. 原子力災害の発生防止措置の実施	28
3. 事業所外運搬に係る事象の発生における措置	30
4. 経過及び概要報告	31
5. オフサイトセンターとの連携	32
6. 広報活動	32
7. 当社以外の原子力事業者等への応援要請	32
8. 原子力事業所災害対策支援拠点の設置及び廃止	33
第4節 第1次緊急時態勢の解除	33

第5章 第2次緊急時態勢発令時の措置	34
第1節 原災法第15条に係る報告	34
第2節 第2次緊急時態勢の発令	34
第3節 緊急事態応急対策等の実施	35
1. 原子力災害の発生又は拡大防止措置の実施	35
2. 事業所外運搬事故における対策	35
3. オフサイトセンター等との連携	35
4. 当社以外の原子力事業者等への応援要請	37
第4節 第2次緊急時態勢の解除	37
第6章 原子力災害事後対策	39
第7章 その他	41
第1節 濃縮事業部又は再処理事業部で発生した緊急事態への協力	41
第2節 社外で発生した原子力災害への協力	41
1. 「青森県内原子力事業者間安全推進協力協定」に基づく協力	41
2. 「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づく協力	42
第3節 附則	42

第1章 総則

第1節 目的

原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第7条第1項の規定に基づき、濃縮・埋設事業所（以下「事業所」という。）の廃棄物埋設施設における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務を定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

第2節 用語の定義

この計画において用いる用語の定義は、次に定める。

（1）原子力災害

原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

（2）警戒事象

警戒事象とは、別表1に示す原子力災害対策指針で示された警戒事態に該当する事象（原子力規制委員会委員長又は委員長代行が判断した事象等も含む。）をいう。

（3）特定事象

特定事象とは、別表2に示す原災法施行令（平成12年政令第195号）第4条第4項に定められる事象をいう。

（4）原子力緊急事態

放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業者の原子力事業所外（原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあつては、当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。

(5) 緊急時活動レベル (Emergency Action Level)

核燃料施設等の状況に応じて警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の3つの区分とし、これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準をいう。

(6) 警戒事態

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、核燃料施設等の周辺における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や緊急時モニタリングの準備を開始する必要がある事態をいう。

(7) 施設敷地緊急事態

核燃料施設等において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、核燃料施設等の周辺において緊急時に備えた退避等の主な防護措置の準備を開始する必要がある事態をいう。(原災法第10条第1項で規定する事象相当)

(8) 全面緊急事態

核燃料施設等において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある事態をいう。(原災法第15条第1項で規定する事象相当)

(9) 原子力災害予防対策

原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策(原子力災害が発生した際に必要となる防災体制、資機材の整備等の対策を含む。)をいう。

(10) 緊急事態応急対策

原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。

(11) 原子力災害事後対策

原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図

るために実施すべき対策（原子力事業者が、原子力損害の賠償に関する法律第2条第2項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

(12) 原子力事業所災害対策

原子力事業所における緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策をいう。

(13) 原子力事業者

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の5第1項の規定に基づく発電用原子炉の設置の許可を受けた者その他原災法第2条第3号に規定する者をいう。

(14) 原子力事業所

原子力事業者が原子炉の運転等を行う工場又は事業所をいう。

(15) 指定行政機関

災害対策基本法第2条第3号に規定する指定行政機関をいう。

(16) 指定地方行政機関

災害対策基本法第2条第4号に規定する指定地方行政機関をいう。

(17) 緊急時

第1次又は第2次緊急時態勢をとる必要がある事態が発生又は継続しているときをいう。また、第1次及び第2次緊急時態勢を総称して緊急時態勢という。

(18) 第1次緊急時態勢

次に示す開始時点から終了時点までの間、原子力災害発生防止のために応急措置を実施する当社防災態勢をいう。

開始時点：原子力防災管理者が、特定事象の発生を認め、原災法第10条第1項に基づき通報するとき

終了時点：原子力防災管理者が、次に定める第2次緊急時態勢を発令したとき、又は事象が終息して第1次緊急時態勢をとる必要がなくなったと判断したとき

(19) 第2次緊急時態勢

次に示す開始時点から終了時点までの間、原子力災害の発生又は拡大

防止のために緊急事態応急対策等を実施する当社防災態勢をいう。

開始時点：原子力防災管理者が、別表3に示す原災法第15条第1項に定められる状態に至ったとして関係機関に報告するとき、あるいは地域防災計画に基づく災害対策本部が設置されたとき、又は原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言が行われたとき

終了時点：事象が終息して原災法第15条第4項に基づく原子力緊急事態解除宣言が行われる等、第2次緊急時態勢をとる必要がなくなったと原子力防災管理者が判断したとき

(20) 原子力災害対策活動

原子力災害の発生又は拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために実施する活動をいう。

(21) 原子力防災組織

原災法第8条第1項の規定に基づき事業所に設置され原子力災害対策活動を行う組織及び本社が設置する原子力災害対策活動を支援する組織をいう。

(22) 原子力防災要員

事業所の原子力防災組織に置かれ、原子力災害対策活動を行う要員(原子力防災管理者及び副原子力防災管理者を除き、原子力防災組織の業務の一部を受託した受託業務者の作業者を含む。)をいう。

(23) 原子力防災管理者

原災法第9条第1項の規定に基づき選任され、事業所の原子力防災組織を統括する業務を行う者をいう。

(24) 副原子力防災管理者

原災法第9条第3項の規定に基づき選任され、事業所の原子力防災組織の統括について、原子力防災管理者を補佐する業務を行う者をいう。

(25) 原子力緊急事態支援組織

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令(以下「防災業務計画等命令」という。)第2条第2項第7号に規定する、放射性物質による汚染により原子

力事業所災害対策に従事する者が容易に立ち入ることができない場所において当該対策を実施するために必要な遠隔操作が可能な装置その他の資材又は機材及びこれらを管理し、原子力災害が発生した原子力事業者への支援を行う外部組織をいう。

(26) 地域防災計画

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 10 号に基づき作成された青森県地域防災計画（原子力編）及び六ヶ所村地域防災計画（原子力編）をいう。

(27) 緊急時対策所

防災業務計画等命令第 2 条第 3 項第 1 号に規定する、原子力事業所における緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施を総括管理するための施設をいう。

(28) 全社対策本部室

防災業務計画等命令第 2 条第 2 項第 3 号に規定する、原子力事業所災害対策の重要な事項に係る意思決定を行い、かつ、緊急時対策所において行う原子力事業所災害対策の統括管理を支援するための施設をいう。

(29) 原子力事業所災害対策支援拠点

防災業務計画等命令第 2 条第 3 項第 2 号に規定する、原子力事業所災害対策の実施を支援するための原子力事業所の周辺の拠点をいう。

第 3 節 基本方針

廃棄物埋設施設においては、原子炉等規制法による国の安全規制等に基づき、その設計、建設及び操業の各段階において、多重防護等の考え方により、災害発生防止に関する十分な安全対策を講じている。事業所外運搬においても同様に十分な安全対策を講じている。

しかしながら、万一異常な水準の放射性物質又は放射線が事業所外へ放出される場合に備えて、その影響をできる限り低減するために、あらかじめ必要な措置を講じておくことが原子力防災活動である。このため、原災法等に基づき、原子力災害の発生防止に関する措置を講じるとともに、原子力災害

が発生した場合の拡大防止及び復旧に関し必要な準備を行うこととし、次の諸施策に重点をおいてこの計画を定め、原子力防災対策の推進を図る。

(1) 原子力災害予防対策

原子力防災体制の整備、原子力防災資機材の整備、防災教育及び防災訓練の実施等による周到かつ十分な予防対策

(2) 緊急時態勢発令時の措置

特定事象発生時の通報、緊急時態勢の確立、情報の収集と伝達、応急措置の実施、関係機関の実施する緊急事態応急対策等への要員派遣等による迅速かつ円滑な応急対策

(3) 原子力災害事後対策

施設の復旧対策の実施、被災地域復旧のために関係機関の実施する原子力災害事後対策への要員派遣等による適切かつ速やかな災害復旧対策

第4節 原子力事業者防災業務計画の運用

原子力防災組織の要員は、平常時から原子力災害対策活動等について理解しておくとともに、緊急時には、この計画に従い、円滑かつ適切な原子力災害対策活動を遂行する。

第5節 原子力事業者防災業務計画の修正

原子力防災管理者は、毎年この計画に検討を加え、必要があると認めるときは、次によりこれを修正する。また、検討の結果、修正の必要がない場合であってもその旨を原子力防災専門官、青森県知事及び六ヶ所村長に報告する。

なお、事務的な内容の変更など、当該変更内容が軽易である場合は、前述の計画の修正にあわせ、修正することとする。但し、埋設計画部長は、軽易な変更が生じた都度、当該変更に係る箇所について、内閣府、原子力規制庁、青森県及び六ヶ所村へ連絡する。

- (1) 原子力防災管理者は、青森県地域防災計画（原子力編）、六ヶ所村地域防災計画（原子力編）に抵触するものでないことを確認し、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。原子力事業者防災業務計画の作成又は修正の内容が環境放射線モニタリングに関する事項であるときは、上席放射線防災専門官の指導及び助言を受ける。
- (2) 社長は、あらかじめ青森県知事及び六ヶ所村長と協議する。協議は、この計画を修正しようとする日の 60 日前までに、青森県知事及び六ヶ所村長に修正案を提出して行う。この場合において、社長はこの計画を修正しようとする日を明らかにする。
- (3) 社長は、この計画を修正したときは、速やかに様式 1 に定める届出書により内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出るとともにその要旨を公表する。
- (4) 原子力防災管理者は、この計画の作成又は修正に関する事項について、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事及び六ヶ所村長に対し報告できるよう、作成及び修正の履歴を 3 年間保存する。

第2章 原子力災害予防対策

第1節 防災体制の整備

1. 防災体制の組織及び区分

原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の拡大の防止、その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、事業部対策本部及び全社対策本部をあらかじめ定め、原子力災害の情勢に応じた態勢を次表のとおり区分する。

表 原子力災害の情勢に応じた態勢の区分

原子力災害の情勢	態勢の区分
別表1の事象が発生した場合	警戒態勢
別表2の事象が発生し、原子力防災管理者が原災法第10条第1項に基づく通報をすべき状態となった場合	第1次緊急時態勢
別表3の事象が発生した場合、又は内閣総理大臣が原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言を行った場合	第2次緊急時態勢

2. 警戒対策組織

- (1) 原子力防災管理者は、警戒態勢が発令された場合において、原子力災害に至る可能性のある事象の発生又は拡大を防止するため、別図1に示す各班から構成される事業部対策本部をあらかじめ定め、これを事業部警戒対策組織とする。
- (2) 社長は、警戒態勢が発令された場合において、全社における対策活動を実施し、事業部において実施される対策活動を支援するため、別図2に示す各班から構成される全社対策本部をあらかじめ定め、これを全社警戒対策組織とする。

3. 原子力防災組織

- (1) 原子力防災管理者は、原子力災害の発生及び拡大防止並びに原子力災害事後対策に必要な業務をこの計画に従い行うため、別図1に示す各班から構成される事業部対策本部をあらかじめ定め、これを原子力防災組織とする。
- (2) 原子力防災管理者は、事業所の原子力防災組織に原子力防災要員を置く。原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成24年文部科学省 経済産業省令第2号。以下「通報すべき事象等に関する規則」という。）第2条に規定される各職務の原子力防災要員の配置は別表4のとおりとする。
- (3) 原子力防災管理者は、緊急時態勢発令後直ちに原子力防災要員及びその他必要な要員（以下「原子力防災要員等」という。）を召集するため、あらかじめ社内連絡経路及び連絡先を記載した名簿を整備し、これを関係者に周知する。また、施設の運転計画の内容に応じ、原子力防災要員等の一部に待機（自宅待機等を含む。）を指示する。
- (4) 社長は、事業所に別表4に示す原子力防災要員を置いたとき、又は変更したときは、7日以内に様式2に定める届出書により原子力規制委員会、青森県知事及び六ヶ所村長に届け出る。
- (5) 社長は、全社対策本部を別図2のとおり定め、緊急時対策活動を実施するとともに事業所において実施される緊急時対策活動を支援する。

4. 原子力防災管理者、副原子力防災管理者

- (1) 選任及び解任
 - a. 原子力防災管理者は、埋設事業部長とする。
 - b. 原子力防災管理者は、副原子力防災管理者を別表5に示す役職者をもって選任する。
 - c. 社長は、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者が選任又は解任されたときは、7日以内に様式3に定める届出書により原子力規制委員会、青森県知事及び六ヶ所村長に届け出る。

(2) 原子力防災管理者の職務

原子力防災管理者は、次の職務を行うとともに、原子力防災組織を統括管理する。

- a. 原災法第 11 条第 1 項に定められる放射線測定設備（以下「モニタリングポスト」という。）及び同条第 2 項に定められる放射線障害防護用器具、非常用通信機器その他の資材又は機材（以下「原子力防災資機材」という。）を備え付け、随時、保守点検する。
- b. 原子力防災要員等に対し、緊急時に対処するための総合的な訓練及び防災教育を実施する。
- c. 警戒事象の発生を認めたときは、連絡責任者を通じ直ちに別図 3 に示す連絡経路により関係機関に連絡するとともに、原子力防災要員等を召集して事業部対策本部を設置し、事業部対策本部長として原子力災害に至る可能性のある事象の発生及び拡大防止のために必要な措置を直ちに開始する。また、その経過について別図 3 に示す連絡経路により関係機関へ報告する。
- d. 特定事象の発生を認めたときは、連絡責任者を通じ直ちに別図 4 に示す通報経路により関係機関に通報する。

なお、事業所外運搬において特定事象の発生を認めたときは、輸送時に設置する六ヶ所輸送本部を通じ別図 5 に示す通報経路により関係機関に通報する。
- e. 特定事象の発生を認めたときは、原子力防災要員等を召集して事業部対策本部を設置し、事業部対策本部長として原子力災害の発生及び拡大防止のために必要な措置を直ちに開始するとともに、措置の概要について別図 6 又は別図 7 に示す連絡経路により関係機関へ報告する。
- f. 別表 3 に示す原災法第 15 条第 1 項に定められる事象の発生を認めたときは、直ちに別図 6 又は別図 7 に示す連絡経路により関係機関へ報告する。

g. 旅行又は疾病その他の事故のためその職務を行うことができない場合は、副原子力防災管理者の中から代行者を指名する。代行者を指名したときは、関係者に周知する。

(3) 副原子力防災管理者の職務

副原子力防災管理者は、原子力防災管理者を補佐するとともに、原子力防災管理者が事業所に不在のときは原子力防災管理者の指名又は別表5に定めた順位によりその職務を代行する。

5. 連絡責任者

(1) 原子力防災管理者は、事業部対策本部が設置されるまでの社外関係機関への通報連絡を迅速かつ的確に実施するため、連絡責任者をあらかじめ定め、別図3又は別図4に示す連絡体制をとる。

(2) 連絡責任者は、原子力防災管理者からの委任を受け、第4章第1節第2項「社外への通報」に定める業務を行う。

6. 指令伝達、情報連絡及び報告の経路

(1) 社内の指令伝達及び情報連絡経路

- a. 緊急時態勢発令時の社内の伝達経路は別図8のとおりとする。
- b. 事業部対策本部及び全社対策本部が設置された後の社内の指令伝達及び情報連絡経路は別図9のとおりとする。

(2) 社外への報告経路

事業部対策本部及び全社対策本部が設置された後の社外への報告経路は別図6又は別図7のとおりとする。

第2節 防災活動に使用する施設及び設備の整備

1. 緊急時対策所

(1) 原子力防災管理者は、別図 11 に示す場所に緊急時対策所を定め、常に使用可能な状態に整備する。

なお、緊急時対策所が使用できない場合に備え、代替指揮所としてテント等を整備する。

(2) 原子力防災管理者は、別表 6 に定める施設が維持されていることを確認する。

(3) 原子力防災管理者は、非常用電源を緊急時対策所に供給可能なように整備・点検する。

(4) 原子力防災管理者は、別表 7 に定める原子力防災資機材及び別表 8 に定めるその他の防災資機材について整備・点検する。

2. 全社対策本部室

(1) 安全・品質本部安全推進部長は、全社対策本部室及び代替場所を定め、常に使用可能な状態に整備する。

(2) 安全・品質本部安全推進部長は、別表 6 に定める施設が維持されていることを確認する。

(3) 青森総合本部長は、全社対策本部青森班の活動拠点として対策本部室の場所を定め、常に使用可能な状態に整備する。

(4) 東京支社長は、全社対策本部東京班の活動拠点として対策本部室の場所を定め、常に使用可能な状態に整備する。

3. 原子力事業所災害対策支援拠点

(1) 安全・品質本部安全推進部長は、別図 12 に示す場所に原子力事業所災害対策支援拠点を定め、常に使用可能な状態に整備する。

(2) 安全・品質本部安全推進部長は、別表 6 に定める施設が維持されていることを確認する。

(3) 安全・品質本部安全推進部長は、非常用電源を原子力事業所災害対策

支援拠点に供給できるように整備・点検する。

4. 退去必要者の集合場所

低レベル放射性廃棄物埋設センター長は、緊急時態勢発令時における来訪者及び防災活動に従事しない者であって、事故が発生した施設（事故の状況によっては、事故が発生した施設以外の施設も含む。）外へ退去させる必要があると判断される者（以下「退去必要者」という。）の集合場所を別図 10 のとおり定め、立て看板等により明示する。集合場所を変更したときは、関係者に周知する。

5. 除染施設、応急処置施設

安全管理部長及び経営本部人事部長は、別図 11 に示す除染施設及び応急処置施設を常に使用可能な状態に整備する。

6. 気象観測設備

(1) 安全管理部長は、別図 11 に示す気象観測設備に関して、定期的に点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。また、不具合を認めた場合は速やかに修理する。

(2) 安全管理部長は、気象観測設備により観測したデータを 1 年間保存する。

7. 放送装置

地域・業務本部総務部長及び低レベル放射性廃棄物埋設センター長は、事業所の構内放送装置を常に使用可能な状態に整備し、不具合を認めた場合は速やかに修理する。

第 3 節 放射線測定設備その他必要な資機材の整備

1. モニタリングポスト

(1) 安全管理部長は、別図 13 に示す敷地境界付近のガンマ線の線量当量

率を測定するモニタリングポスト（3式）に関して原災法第10条第1項に基づく通報を行うため、次の措置を講じる。

- a. モニタリングポストの検出部、表示及び記録装置その他の主たる構成要素の外観において、放射線量の適切な検出を妨げるおそれのある損傷がない状態とする。
 - b. モニタリングポストを設置している周辺環境の変化により、放射線量の適切な検出に支障を生ずるおそれのある状態となっていないことを確認する。
 - c. 毎年1回以上定期的にモニタリングポストの較正を行う。また、適切な警報の設定を行う。
 - d. モニタリングポストが故障等により監視不能となった場合は速やかに修理するか、又は代替手段を講じる。
 - e. モニタリングポストにより測定した放射線量を記録計により記録し1年間保存する。また、その記録に基づいた放射線量を紙面又は画面に表示し公衆の閲覧に供する方法により公開する。
- (2) 社長は、モニタリングポストを設置したとき又は変更したときは、7日以内に、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事及び六ヶ所村長に様式4に定める届出書により届け出る。
- (3) 社長は、モニタリングポストを設置したときは、原子力規制委員会が行う検査を受けるため、(2)の届出と併せて、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出する。
- a. 名称及び住所並びに代表者の氏名
 - b. 事業所の名称及び所在地
 - c. 検査を受けようとする放射線測定設備の数及びその概要

2. 原子力防災資機材等

(1) 原子力防災資機材

- a. 地域・業務本部総務部長、経営本部人事部長、低レベル放射性廃棄物埋設センター長、安全管理部長、再処理事業部防災管理部長及び安全・品質本部安全推進部長は、別表7に示す原子力防災資機材に関し

て次の措置を講じる。

- (a) 必要数量を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。

なお、非常用通信機器については、連絡先又は連絡先の番号に変更があった場合、これを更新し、常に使用可能な状態にする。

- (b) 不具合を認めた場合は、速やかに修理するか又は代替品を補充することにより必要数量を確保する。

- b. 社長は、原子力防災資機材を備え付けたときは、様式 5 に定める届出書により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事及び六ヶ所村長に届け出る。また、毎年 9 月 30 日における原子力防災資機材の備え付けの現況を翌月 7 日までに同様式の届出書により届け出る。

(2) その他の防災資機材

- a. 地域・業務本部総務部長、経営本部人事部長、濃縮事業部ウラン濃縮工場濃縮運転部長及び低レベル放射性廃棄物埋設センター長は、別表 8 に示すその他の防災資機材に関して、必要な数量を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。
- b. 不具合を認めた場合は、速やかに修理するか又は代替品を補充することにより必要数量を確保する。

(3) 全社におけるその他原子力防災関連資機材等の整備

- a. 安全・品質本部安全推進部長は、別表 9 に示す全社対策本部室の原子力防災関連資機材及び別表 10 に示す原子力事業所災害対策支援拠点のその他の防災資機材を確保するとともに、定期的な保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。
- b. 不具合を認めた場合は、速やかに修理するか又は代替品を補充することにより必要数量を確保する。

第4節 原子力防災活動に必要な資料の整備

1. 緊急時対策所、全社対策本部室等に備え付ける資料

安全・品質本部環境管理センター長、経営本部人事部長、低レベル放射性廃棄物埋設センター長、安全管理部長及び安全・品質本部安全推進部長は、別表 11 に定める原子力防災活動で使用する資料を緊急時対策所に備え付ける。また、全社対策本部室及び原子力事業所災害対策支援拠点に備え付ける資料については、安全・品質本部安全推進部長に送付する。

安全・品質本部安全推進部長は、送付された資料を全社対策本部室に備え付ける。

なお、安全・品質本部環境管理センター長、経営本部人事部長、低レベル放射性廃棄物埋設センター長、安全管理部長及び安全・品質本部安全推進部長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

2. 緊急事態応急対策等拠点施設に備え付ける資料

社長は、別表 11 に定める資料を緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）に備え付けるため、内閣総理大臣に提出する。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

3. オフサイトセンター（事業者ブース）に備え付ける資料

原子力防災管理者は、オフサイトセンター事業者ブースにおいて使用する資料を、別表 11 のとおり備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

なお、オフサイトセンター事業者ブースに備え付ける資料には、内閣総理大臣に提出する資料を含めることとする。

4. 原子力規制庁緊急時対応センター（事業者ブース）に備え付ける資料

原子力防災管理者は、原子力規制庁緊急時対応センター事業者ブースにおいて使用する資料を、別表 11 のとおり備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

第5節 防災教育、防災訓練

1. 防災教育

(1) 事業部対策本部における原子力防災教育

原子力防災管理者は、原子力防災要員等に対し原子力災害に関する知識及び技能を習得させ、原子力防災活動の円滑な実施に資するため、次の各項目の内容について教育を行う。また、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。

- a. 事業所等の施設に関する事項
- b. 原子力防災体制及び対策活動に関する事項
- c. 放射線防護に関する事項
- d. 原子力防災活動上の諸設備に関する事項
- e. その他必要と認める事項

(2) 全社対策本部における原子力防災教育

安全・品質本部安全推進部長は、全社対策本部の要員等に対し原子力災害に関する知識及び技能を習得させ、原子力防災活動の円滑な実施に資するため、次の各項目の内容について教育を行う。また、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。

- a. 原子力防災体制及び対策活動に関する事項
- b. 放射線防護に関する事項
- c. その他必要と認める事項

2. 防災訓練

(1) 社内訓練

- a. 原子力防災管理者は、事業部対策本部の組織が原子力災害の発生及び拡大防止に有効に機能することを確認するため、次の項目について別表12に示すとおり訓練の計画を策定し実施する。

なお、原子力災害を想定した総合訓練については、原則として毎年実施し、必要に応じて個別訓練も実施する。

- (a) 総合訓練

(b) 個別訓練

- ・ 通報訓練
- ・ 救護訓練
- ・ モニタリング訓練
- ・ 避難誘導訓練
- ・ その他必要と認める訓練

- b. 原子力防災管理者は、総合訓練の計画について、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。
- c. 原子力防災管理者は、訓練実施後に評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じてこの計画（本防災業務計画）の見直しを行う。
- d. 社長は、原子力緊急事態を想定した訓練を実施した場合、その結果を様式6に定める報告書により原子力規制委員会へ報告するとともに、その要旨を公表する。

(2) 国又は青森県及び六ヶ所村主催の訓練への参加

国又は青森県及び六ヶ所村が事業所の廃棄物埋設施設を対象に原子力防災訓練を実施するときは、訓練計画の策定に参画するとともに、訓練内容に応じて原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置の実施を模擬して訓練に参加する。

第6節 関係機関との連携

1. 国との連携

- (1) 社長及び原子力防災管理者は、国の機関（原子力規制委員会、その他関係省庁）と平常時から協調し、防災情報の収集・提供等相互連携を図る。
- (2) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原災法第31条に基づく業務の報告を求められたときは、その業務について報告を行う。

- (3) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原災法第 32 条第 1 項に基づく事業所の立入検査を求められたときは、その立入検査について対応を行う。
- (4) 原子力防災管理者は、原子力防災専門官から原災法第 30 条第 2 項に基づく原子力災害予防対策等に関する指導及び助言があったときは速やかにその対応を行う。また、原子力防災専門官とは平常時から協調し、防災情報の収集・提供等相互連携を図る。
- (5) 原子力防災管理者は、原子力規制庁又は国土交通大臣から原子炉等規制法第 64 条第 3 項に基づく危険時の措置について命令があった場合は、速やかにその対応を行う。
- (6) 原子力防災管理者は、警戒事象が発生し、又はそのおそれがある場合は、原子力規制委員会と連携を図る。

2. 青森県及び六ヶ所村との連携

- (1) 社長及び原子力防災管理者は、青森県及び六ヶ所村と平常時から協調し、防災情報の収集・提供等相互連携を図る。
- (2) 原子力防災管理者は、青森県知事及び六ヶ所村長から原災法第 31 条に基づく業務の報告を求められたときは、その業務について報告を行う。
- (3) 原子力防災管理者は、青森県知事及び六ヶ所村長から原災法第 32 条第 1 項に基づく事業所の立入検査を求められたときは、その立入検査について対応を行う。

3. 地元防災関係機関等との連携

社長及び原子力防災管理者は、北部上北広域事務組合消防本部、公立野辺地病院、六ヶ所消防署、野辺地警察署、八戸海上保安部、むつ労働基準監督署、(公財)原子力安全技術センター及びその他関係機関と平常時から協調し、防災情報の提供・収集等相互連携を図る。

4. 当社以外の原子力事業者との連携

社長及び原子力防災管理者は、「青森県内原子力事業者間安全推進協力協定」に基づき、当社以外の原子力事業者と平常時から協調し、防災情報の提供・収集等相互連携を図る。

5. 原子力緊急事態支援組織との連携

(1) 社長及び原子力防災管理者は、遠隔操作が可能な装置等の操作が円滑に実施できるよう、次に掲げる事項についてあらかじめ別表 18 に示す原子力緊急事態支援組織と調整しておく。

- a. 原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等
- b. 原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等の保守要領、点検記録の保管
- c. 原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等の保管方法、保管場所

(2) 原子力防災管理者は、原子力緊急事態支援組織に事業所の原子力防災要員を定期的に派遣し、遠隔操作が可能な装置等の操作に関する技能を習得させ、原子力事業者災害対策の円滑な実施に資する。

第7節 周辺住民に対する平常時の広報活動

原子力防災管理者は、平常時より、事業所の周辺住民に対し、国、青森県及び六ヶ所村と協調して次に掲げる内容について、正しい知識の普及を行うとともに相互理解に努めるものとする。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性
- (2) 事業所の概要
- (3) 原子力災害とその特殊性
- (4) 原子力災害発生時における防災対策の内容

第3章 警戒態勢発令時の措置

第1節 警戒事象発生時の連絡

連絡責任者は、別表1に示す警戒事象が発生したときは、警戒事象の発生毎に、別図3に示す連絡経路及び様式7に定める連絡様式に従って、速やかに原子力規制委員会、青森県知事、六ヶ所村長、青森県警察本部、北部上北広域事務組合消防本部、八戸海上保安部、野辺地警察署、六ヶ所消防署、六ヶ所原子力規制事務所、東北経済産業局、青森県原子力センター、資源エネルギー庁（その他の関係機関（むつ労働基準監督署、三沢市、東北町、野辺地町、横浜町、東通村、経済産業省青森原子力産業立地調整官事務所六ヶ所連絡室）を含む）に、施設の状況についてファクシミリ装置を用いて一斉に送信する。

更に送信した旨を電話で送信先（その他の関係機関を除く）に連絡する。また、原子力防災要員等を通じ、その他の関係機関に送信した旨を電話で連絡する。

なお、複数の警戒事象が同時期に発生した場合には、警戒事象毎に、警戒事象の発生箇所、発生時刻及び種類を明記することにより、1つの書面で連絡することができる。

連絡責任者は、同時に複数の連絡及び通報を行う場合は、別表2及び別表3の通報を優先して実施する。

また、連絡責任者は、これらの経過について別図3に示す連絡経路及び様式8に定める連絡様式に従い、原子力規制委員会、青森県知事、六ヶ所村長、青森県警察本部、北部上北広域事務組合消防本部、八戸海上保安部、野辺地警察署、六ヶ所消防署、六ヶ所原子力規制事務所、東北経済産業局、青森県原子力センター、資源エネルギー庁（その他の関係機関（むつ労働基準監督署、三沢市、東北町、野辺地町、横浜町、東通村、経済産業省青森原子力産業立地調整官事務所六ヶ所連絡室）を含む）に、施設の状況についてファクシミリ装置を用いて一斉に送信する。

更に送信した旨を電話で送信先（その他の関係機関を除く）に連絡する。

また、原子力防災要員等を通じ、その他の関係機関に送信した旨を電話で連絡する。

原子力防災管理者は、社外への連絡及び経過連絡を行った場合、ファクシミリ装置により送信した書面を記録として保存する。

第2節 警戒態勢の発令及び解除

1. 事業部対策本部

- (1) 原子力防災管理者は、前節第1項の連絡を行うときは、別図8に従い直ちに警戒態勢を事業所に発令する。
- (2) 原子力防災管理者は、警戒態勢を発令したときは、構内放送又は緊急連絡網等を使用し、原子力防災要員等を緊急時対策所に召集し、事業部対策本部を設置する。
- (3) 原子力防災管理者は、警戒態勢を発令したときは、直ちに、社長、濃縮事業部長及び再処理事業部長へその旨を連絡するとともに、濃縮事業部長及び再処理事業部長には同事業部の原子力防災要員等の待機を要請する。
- (4) 原子力防災管理者は、警戒態勢発令後は事業部対策本部長となり、緊急時対策活動を掌握してその職務を遂行する。
- (5) 事業部対策本部長は、災害対策の進行状況により、通常の組織で対応可能と判断した場合、全社対策本部長に報告し、警戒態勢を解除する。

2. 全社対策本部

- (1) 社長は、原子力防災管理者から事業所における警戒態勢発令の連絡を受けたときは、全社対策本部における警戒態勢を発令する。
- (2) 社長は、警戒態勢を発令したときは、社内放送又は緊急連絡網等を使用し全社対策本部の要員を全社対策本部室に召集し、全社対策本部を設置する。

青森総合本部長は、社長からの警戒態勢発令を受け、要員を召集し全社対策本部青森班を青森総合本部内に設置する。

東京支社長は、社長からの警戒態勢発令を受け、要員を召集し全社対策本部東京班を東京支社内に設置する。

- (3) 社長は、警戒態勢発令後は全社対策本部長となり、緊急時対策活動を掌握してその職務を遂行するとともに、必要に応じ全社活動方針を示す。
- (4) 全社対策本部は、社外連絡等の緊急時対策活動を実施するとともに、事業所において実施される緊急時対策活動を支援する。
- (5) 社長が事故その他の理由によって不在の場合は、あらかじめ指名された役員が緊急時に係る職務を代行する。
- (6) 全社対策本部長は、事業部の警戒態勢が解除された場合、全社対策本部における警戒態勢を解除する。

第4章 第1次緊急時態勢発令時の措置

第1節 特定事象発見時の通報

1. 連絡責任者への通報

担当課長は、別表2に示す特定事象の発生を認めたときは、連絡責任者及び社内関係箇所に通報する。

なお、別表2に示す特定事象のうち、「敷地境界放射線量上昇」による特定事象の発生の際は、濃縮事業部ウラン濃縮工場濃縮運転部運転課長から通報を受け、連絡責任者及び社内関係箇所に通報する。

また、原子力防災管理者は、「敷地境界放射線量上昇」による特定事象の発生の際は、濃縮事業部ウラン濃縮工場濃縮運転部運転課長から、埋設事業部の担当課長へ通報するよう濃縮事業部原子力防災管理者（所在地：六ヶ所村字尾駸）にあらかじめ依頼する。

2. 社外への通報

(1) 前項の発生の通報を受けた連絡責任者は、特定事象の発生毎に、原子力防災管理者に通報するとともに、別図4に示す通報経路及び様式9に定める通報様式に従って、通報を受けてから15分以内を目途として、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事、六ヶ所村長、官邸（内閣官房）、内閣府、青森県警察本部、北部上北広域事務組合消防本部、八戸海上保安部、野辺地警察署、六ヶ所消防署、原子力防災専門官、原子力保安検査官、上席放射線防災専門官、東北経済産業局、青森県原子力センター、資源エネルギー庁（その他の関係機関（むつ労働基準監督署、三沢市、東北町、野辺地町、横浜町、東通村、経済産業省青森原子力産業立地調整官事務所六ヶ所連絡室）を含む）にファクシミリ装置を用いて一斉に送信する。

更に送信した旨を電話で送信先（その他の関係機関を除く）に連絡し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事及び六ヶ所村長についてはその着信を確認する。また、原子力防災要員等を通じ、その他の関係

機関に送信した旨を電話で連絡する。

なお、複数の特定事象が同時期に発生した場合には、特定事象毎に、特定事象の発生箇所、発生時刻及び種類を明記することにより、1つの書面で通報することができる。

- (2) 事業所外運搬の場合にあつては、当該運搬時に設置する六ヶ所輸送本部は、前項の発生の通報を受けたときは、特定事象の発生毎に、原子力防災管理者に通報するとともに、別図5に示す通報経路及び様式10に定める通報様式に従って、通報を受けてから15分以内を目途として、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長、官邸（内閣官房）、内閣府、当該事象が発生した場所を管轄する警察機関、消防機関、海上保安部署、原子力防災専門官等にファクシミリ装置を用いて一斉に送信する。

更に送信した旨を電話で送信先に連絡し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長についてはその着信を確認する。

なお、複数の特定事象が同時期に発生した場合には、特定事象毎に、特定事象の発生箇所、発生時刻及び種類を明記することにより、1つの書面で通報することができる。

- (3) (1) 及び (2) の通報ができない場合は、なるべく早く到達する通報手段を用いて、様式9又は様式10の内容を連絡するものとし、連絡を受けた旨を直ちに通報先に確認する。
- (4) 原子力防災管理者は、社外への通報及び報告を行った場合、ファクシミリ装置により送信した書面を記録として保存する。

第2節 第1次緊急事態の発令

1. 対策本部の設置

(1) 事業部対策本部

- a. 原子力防災管理者は、前節第1項の通報を行うときは、別図8に従い直ちに第1次緊急事態を事業所に発令する。

- b. 原子力防災管理者は、第1次緊急時態勢を発令したときは、構内放送又は緊急連絡網等を使用し、原子力防災要員等を緊急時対策所に召集し、事業部対策本部を設置する。
- c. 事業部対策本部設置後は、原子力防災管理者が事業部対策本部長となりその職務を遂行する。
- d. 原子力防災管理者は、第1次緊急時態勢を発令したときは、直ちに、社長、濃縮事業部長及び再処理事業部長へその旨を連絡するとともに、濃縮事業部長及び再処理事業部長には同事業部の原子力防災要員等の待機を要請する。

(2) 全社対策本部

- a. 社長は、原子力防災管理者から事業所における第1次緊急時態勢発令の連絡を受けたときは、直ちに第1次緊急時態勢を全社（発災事業所を除く。）に発令する。
- b. 社長は、第1次緊急時態勢を発令したときは、社内放送又は緊急連絡網等を使用し全社対策本部の要員を全社対策本部室に召集し、全社対策本部を設置する。

青森総合本部長は、社長からの第1次緊急時態勢発令を受け、要員を召集し全社対策本部青森班を青森総合本部内に設置する。

東京支社長は、社長からの第1次緊急時態勢発令を受け、要員を召集し全社対策本部東京班を東京支社内に設置する。
- c. 社長は、第1次緊急時態勢発令後は全社対策本部長となり、緊急時対策活動を掌握してその職務を遂行するとともに、必要に応じ全社活動方針を示す。
- d. 全社対策本部は、社外連絡等の緊急時対策活動を実施するとともに事業所において実施される緊急時対策活動を支援する。
- e. 社長が事故その他の理由によって不在の場合は、あらかじめ指名された役員が緊急時に係る職務を代行する。

2. 権限の行使

(1) 事業部対策本部

a. 事業部対策本部設置後は、事業所の廃棄物埋設施設における緊急時対策活動に関する一切の業務を事業部対策本部が行う。

原子力防災管理者は、事業部対策本部長として事業部対策本部を統括する。

b. 原子力防災管理者は、緊急事態の発令から緊急事態の解除までの間、当該事業所の緊急時対策活動の実施に係る一切の権限を有する。

全社対策本部長から全社活動方針が示された場合にはその方針に沿って活動する。

c. 事業部対策本部の班長等は、原子力防災要員等を指揮し、班の役割、職務等に基づく緊急時対策活動を実施する。

(2) 全社対策本部

a. 全社対策本部設置後は、事業部対策本部を支援する等全社体制での対応が必要となる緊急時対策活動に関する業務を全社対策本部が行う。全社対策本部長は全社対策本部を統括する。

b. 全社対策本部の班長等は、全社対策本部の班員等を指揮し、班の役割、職務等に基づく緊急時対策活動を実施する。

第3節 応急措置の実施

1. 事故状況の把握

事業部対策本部の各班長は、原子力災害の発生防止を図るため次の事項について調査把握し、原子力防災管理者に報告する。

(1) 事故発生時刻及び発生場所

(2) 事故原因及び事故状況並びに事故の推移及び講じた対策の時系列

(3) 被ばく及び負傷等の人身災害に係る状況

(4) 施設内の放射線量率及び放射性物質濃度

(5) 環境への放射線及び放射性物質の放出の有無（放出があるときは、量、種類、放出状況及びその推移並びに事業所周辺における放射線量率、

放射性物質濃度等)

(6) 気象状況

(7) 終息の見通し

2. 原子力災害の発生防止措置の実施

(1) 原子力防災管理者は、事業部対策本部の各班長等を指揮し、事故状況を把握した結果に基づき原子力災害発生防止のために必要な応急措置を実施する。

(2) 事業部対策本部の各班長等は、次の事項を実施するとともに、その内容を原子力防災管理者に報告する。

a. 応急復旧

設備応急班長、運転管理班長は、事故の拡大防止に関する運転上の措置等の応急復旧対策の実施にあたり、優先順位を考慮して、措置内容及び実施担当者を明確にした上で、下記事項に関する措置の実施計画を策定し、実施する。

(a) 施設や設備の整備及び点検

(b) 故障した設備等の応急復旧

(c) その他応急措置の実施に必要な事項

b. 放射線量等影響範囲の推定

放射線管理班長は、事業所内及び事業所敷地周辺の放射線量率並びに放射性物質濃度の測定を行い、放射性物質が外部に異常に放出された場合は放射線監視データ、気象観測データ、環境モニタリングデータ等から放射線量等の影響範囲を推定する。

c. 立入制限等

放射線管理班長及び総務班長は、不必要な被ばくを防止するため、関係者以外の者の立ち入りを禁止する区域を設定し、標識により明示する。

総務班長は、必要に応じ放送等を行い、事業所構内にいる者に周知するとともに、構内への入域を制限し、緊急時対策活動に関係のない車両の使用を禁止する。

d. 汚染の拡大防止

設備応急班長及び放射線管理課長は、放射性物質による予期しない汚染が確認されたときは、必要に応じその拡大の防止に努める。

e. 線量評価

放射線管理班長は、放射性物質による汚染が確認された者の汚染の除去に努めるとともに被ばくを受けた者及びそのおそれのある者の線量評価を行う。

f. 集合場所への誘導等

運転管理班長及び総務班長は、第1次緊急時態勢が発令されたときは構内放送等により退去必要者に別図10に示す集合場所へ速やかに集合するよう指示する。この際、来訪者に対しては、バス等による輸送又は誘導案内等を行い、迅速かつ適切な集合が行えるようにする。

総務班長は、風向等の気象条件により集合場所を変更したときは、構内放送等により速やかに周知する。また、集合場所へ退去した者を把握する。

g. 被災者に対する措置

(a) 被災者の救難、救助及び搬送

負傷者又は放射線障害を受けた者若しくは受けたおそれのある者（以下「被災者」という。）を発見した者は、可能な限り被災者を安全な場所に移動させるとともに、救護班長及び放射線管理班長に連絡する。連絡を受けた救護班長及び放射線管理班長は、被災者の状況に応じて応急措置及び除染措置を講じるとともに、別図11に定める事業所内の除染施設又は応急処置施設に搬送し応急措置及び除染措置を講じる。なお、放射線医学総合研究所等の外部の医療機関への移送及び治療等の措置が必要なときは、事業部対策本部又は全社対策本部を通じて関係機関へ依頼する。

(b) 二次汚染防止に関する措置

放射線管理班長は、外部の医療機関への移送及び治療の依頼時並びに救急隊到着時に、事故の概要、被災者の放射性物質による汚染の状況等の二次汚染防止のために必要な情報を救急隊等へ伝達する。

放射線管理班長は、放射性物質により汚染した負傷者並びに放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者を医療機関へ搬送する際に、汚染拡大防止措置を講じるとともに、放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者を随行させる。また、医療機関到着時に必要な情報を伝達する。

h. 資機材の調達及び輸送

資材班長は、応急資機材を調達するとともに、資機材の必要箇所への輸送を行う。

i. その他の措置

(a) 通話制限

事業部対策本部総務班長及び全社対策本部総務班長は、保安上の通信を確保するため必要と認めるときは、対策活動に使用している通信機器以外の通話を制限する。

(b) 事故発生施設以外の施設の保安

事故発生施設以外の施設については、原子力防災管理者は、事故発生施設からの影響を考慮し、運転継続の可否を検討するとともに必要な点検及び操作を実施して、保安維持を行う。

(c) 消火活動

原子力防災管理者は、火災が発生している時は速やかに火災の状況を把握し、安全を確保しつつ迅速に初期消火にあたりるとともに、消防機関到着後は協力して消火活動を行う。

3. 事業所外運搬に係る事象の発生における措置

原子力防災管理者及び全社対策本部長は、事業所外運搬に係る事象が発生した場合、直ちに現場に必要な要員を派遣するとともに、事象の状況を踏まえ、運搬を受託した者等に、携行した防災資機材を用いて、次に掲げる措置を実施させ、また、最寄りの消防機関、警察機関及び海上保安部との協力を図り、原子力災害の発生の防止を図る。

(1) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置

(2) 消火、延焼防止の措置

- (3) 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- (4) 立入制限区域の設定
- (5) 核燃料物質等の安全な場所への移動
- (6) モニタリングの実施
- (7) 核燃料物質等による汚染及び漏えいの拡大の防止及び汚染の除去
- (8) 遮へい対策の実施
- (9) その他放射線障害の防止のために必要な措置

4. 経過及び概要報告

(1) 関係機関への事故状況の経過連絡

原子力防災管理者は、把握した事故状況について、別図6に示す連絡経路及び様式11に定める連絡様式に従って、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事、六ヶ所村長、官邸（内閣官房）、内閣府、青森県警察本部、北部上北広域事務組合消防本部、八戸海上保安部、野辺地警察署、六ヶ所消防署、原子力防災専門官等に定期的に（状況によっては速やかに）連絡することとし、国、青森県、六ヶ所村及びその他の防災関係機関の実施する応急対策活動が的確かつ円滑に実施できるよう努めるものとする。

但し、事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあつては、別図7に示す連絡経路及び様式12に定める連絡様式に従って、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長、官邸（内閣官房）、内閣府、当該事象が発生した場所を管轄する警察機関、消防機関、海上保安部、原子力防災専門官等に連絡する。

(2) 原災法に基づく応急措置の概要報告

原子力防災管理者は、別表13に示す原災法第25条第1項に定める応急措置を講じた場合には、その応急措置の概要について、別図6に示す連絡経路及び様式11に定める連絡様式に従って、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事、六ヶ所村長、官邸（内閣官房）、内閣府、青森県警察本部、北部上北広域事務組合消防本部、八戸海上保安部、野辺地

警察署、六ヶ所消防署、原子力防災専門官等に報告する。

但し、事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあつては、別図 7 に示す連絡経路及び様式 12 に定める連絡様式に従って、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長、官邸（内閣官房）、内閣府、当該事象が発生した場所を管轄する警察機関、消防機関、海上保安部、原子力防災専門官等に報告する。

5. オフサイトセンターとの連携

- (1) 原子力防災管理者は、原子力防災専門官等からオフサイトセンターの設営準備を行う旨の連絡を受けた場合、オフサイトセンターの設営準備の助勢を行うため別表 14 に定める原子力防災要員等を派遣する。
- (2) 原子力防災管理者は、オフサイトセンターにおいて現地事故対策連絡会議が開催され、原子力規制委員会から要請を受けたときには、現地事故対策連絡会議へ別表 14 に定める原子力防災要員等を派遣する。

6. 広報活動

原子力防災管理者は、広報班長を通じて第 4 章第 1 節第 2 項の通報を行った旨を報道機関へ発表する。また、広報班長は、状況に応じてプレスセンターを開設し、施設の状況、応急措置の概要等を関係機関及び報道機関を通じて周辺住民へ提供できるように事業部対策本部で取りまとめた公表内容を発表するとともに別図 6 又は別図 7 に示す関係機関に報告する。

7. 当社以外の原子力事業者等への応援要請

原子力防災管理者は、当社以外の原子力事業者及び原子力緊急事態支援組織からの応援が必要なときは、全社対策本部長に要請する。全社対策本部長は原子力事業者間の協力協定等に基づき当社以外の原子力事業者及び原子力緊急事態支援組織に応援を要請する。

8. 原子力事業所災害対策支援拠点の設置及び廃止

- (1) 全社対策本部長は、事態に応じ原子力事業所災害対策支援拠点を設置し、復旧作業における放射線管理の実施、復旧資機材の受入れ等、事故復旧作業を支援する。
- (2) 全社対策本部長は、緊急時態勢を解除した場合、原子力事業所災害対策支援拠点を廃止することができる。

第4節 第1次緊急時態勢の解除

第1次緊急時態勢の解除は次のとおり行う。

- (1) 原子力防災管理者は、原子力災害に至るおそれのある原因の除去及び被害範囲の拡大防止の措置を行い、事故が終息していると判断したときは、第1次緊急時態勢を解除する。
- (2) 原子力防災管理者は、事業所の第1次緊急時態勢を解除したときは、全社対策本部長に連絡するとともに、その後第1次緊急時態勢の解除を別図6又は別図7に従い関係機関に連絡する。
- (3) 全社対策本部長は、原子力防災管理者から事業所の第1次緊急時態勢を解除した旨の連絡があったときは、全社（発災事業所を除く。）の第1次緊急時態勢を解除する。

第 5 章 第 2 次緊急時態勢発令時の措置

第 1 節 原災法第 15 条に係る報告

原子力防災管理者は、別表 3 に示す原災法第 15 条第 1 項に定められる状態に至ったと認めたときは、第 4 章第 3 節第 4 項（1）「関係機関への事故状況の経過連絡」及び様式 9 又は様式 10 に定める連絡様式に従って、直ちに内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事、六ヶ所村長、原子力防災専門官及び各関係機関に報告する。

第 2 節 第 2 次緊急時態勢の発令

第 2 次緊急時態勢の発令は次のとおり行う。

なお、事故の進展が速く、第 1 次緊急時態勢を発令せずに直接第 2 次緊急時態勢を発令するときは、第 4 章第 2 節「第 1 次緊急時態勢の発令」に記載する事項についても、次の事項の他実施するものとする。

- （1）原子力防災管理者は、前節の報告を行うとき、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言をしたとき、青森県又は六ヶ所村が原子力災害対策本部を設置したときは直ちに第 2 次緊急時態勢を事業所に発令する。
- （2）原子力防災管理者は、別図 9 に示す連絡経路に基づき、全社対策本部長に第 2 次緊急時態勢を発令した旨を連絡するとともに、必要に応じ濃縮事業部長及び再処理事業部長に同事業部の原子力防災要員の派遣等を要請する。
- （3）全社対策本部長は、原子力防災管理者から事業所における第 2 次緊急時態勢発令の報告を受けたときは、直ちに第 2 次緊急時態勢を全社（発災事業所を除く。）に発令する。

第3節 緊急事態応急対策等の実施

1. 原子力災害の発生又は拡大防止措置の実施

原子力防災管理者は、事業部対策本部の各班長等を指揮し、原子力災害の発生又は拡大の防止を図るため次の措置を講じる。

- (1) 第4章第3節「応急措置の実施」に示す各措置を実施（既に実施している場合は継続実施）する。
- (2) 放射線管理班長は、事故の拡大の可能性の予測結果、環境への放射性物質の放出状況、気象状況等から、事故による周辺環境への影響を予測する。
- (3) 総務班長は、事故の拡大により事業所内集合場所に集合させた退去必要者を事業所外へ避難させる必要が生じたときは、避難誘導対応について調整を行う。
- (4) 本部事務局班長は、上記(1)から(3)を実施した結果を直ちに別図6又は別図7に従い関係機関に連絡する。

2. 事業所外運搬事故における対策

原子力防災管理者及び全社対策本部長は、運搬を受託した者と協力し、発災現場に派遣された専門家による助言を踏まえつつ、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講じる。

3. オフサイトセンター等との連携

(1) 会社全体としての対応

社長は、第2次緊急事態勢を発令したときは、内閣府、青森県及び六ヶ所村が設置する原子力災害対策本部並びにオフサイトセンターに設置される原子力災害現地対策本部及び原子力災害合同対策協議会(以下「合同対策協議会」という。「合同対策協議会」が開催されるまでは「現地事故対策連絡会議」に読み替える。以下同じ。)と連携し、会社全体として緊急事態応急対策に取り組むものとする。

(2) 報告及び情報の伝達

原子力防災管理者は、第2次緊急時態勢を発令したときは、内閣府、青森県及び六ヶ所村が設置する原子力災害対策本部並びにオフサイトセンターに設置される原子力災害現地対策本部及び合同対策協議会との連絡を密にするため、別図6又は別図7に示す経路により報告及び情報伝達を行う。

(3) 原子力防災要員の派遣等

原子力防災管理者は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに青森県知事及び六ヶ所村長その他の執行機関の実施する次の緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表15に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。また、原子力防災要員の派遣等に関して濃縮事業部及び再処理事業部からの応援が必要なときは、濃縮事業部長及び再処理事業部長に要請する。

派遣された原子力防災要員等は、合同対策協議会（合同対策協議会が設置されていないときは、派遣先の防災機関）の指示に基づき業務を行う。

a. オフサイトセンターにおける業務に関する事項

- (a) 事業者とオフサイトセンターとの情報交換
- (b) 他の原子力事業者から派遣された原子力防災要員等への対応
- (c) 緊急事態応急対策についての相互協力及び調整

b. 緊急時モニタリング、避難退域時検査及び除染その他の住民避難に関する事項

- (a) 緊急時モニタリング
- (b) 身体又は衣服に付着している放射性物質の汚染の測定
- (c) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
- (d) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

(4) 合同対策協議会への参加

社長は、役員の中から指名した者を合同対策協議会の構成員として派遣する。派遣された構成員は、全社対策本部及び事業部対策本部と連絡を密にし、合同対策協議会の決定事項を指示・伝達するとともに、合同対策協議会において必要な意見を述べる。

全社対策本部及び事業部対策本部は、合同対策協議会において出された要請事項等について、必要な対応を行う。

(5) 報道機関への情報提供

原子力防災管理者は、合同対策協議会が設置された後においては、広報班長を通じて原則としてオフサイトセンターにおいてプレス対応を行う。

4. 当社以外の原子力事業者等への応援要請

原子力防災管理者は、当社以外の原子力事業者及び原子力緊急事態支援組織からの応援が必要なときは、全社対策本部長に要請する。全社対策本部長は原子力事業者間の協力協定等に基づき当社以外の原子力事業者及び原子力緊急事態支援組織に応援を要請する。

第4節 第2次緊急時態勢の解除

第2次緊急時態勢の解除は次のとおり行う。

- (1) 原子力防災管理者は、事象が終息し、原災法第15条第4項に基づく原子力緊急事態解除宣言が行われる等、第2次緊急時態勢をとる必要がなくなったと判断したときは、合同対策協議会（合同対策協議会が設置されていないときは、青森県及び六ヶ所村）と協議し第2次緊急時態勢を解除する。原子力防災管理者は、事業所の第2次緊急時態勢を解除したときは、別図6又は別図7に従い関係機関及び全社対策本部長に連絡する。

- (2) 全社対策本部長は、原子力防災管理者から事業所の第2次緊急時態勢を解除した連絡があったときは、全社（発災事業所を除く。）の第2次緊急時態勢を解除する。
- (3) 原子力防災管理者及び全社対策本部長は、第2次緊急時態勢を解除した場合でも、その後の原子力災害事後対策に必要な要員を確保する。

第6章 原子力災害事後対策

原子力防災管理者は、原災法に基づく原子力緊急事態解除宣言があったとき以降において、原子力災害の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため、原子力災害事後対策を次のとおり実施する。また、濃縮事業部及び再処理事業部からの応援が必要なときは、濃縮事業部長及び再処理事業部長に要請する。なお、原子力緊急事態宣言に至らない場合であっても必要に応じ同様の対策を実施する。

(1) 復旧対策

a. 原子力防災管理者は、次の事項について復旧計画を策定して内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県及び六ヶ所村に提出し、それに基づき速やかに復旧対策を実施する。

(a) 施設の損傷状況及び汚染状況の把握

(b) 放射性物質の追加放出の防止

(c) 施設の除染の実施

(d) 施設損傷部の修理、改造の実施

(e) 復旧対策の実施体制、実施担当者及び実施工程

b. 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県及び六ヶ所村から復旧状況の報告を求められたときはこれを行う。

(2) 原子力防災要員の派遣等

原子力防災管理者は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに青森県知事及び六ヶ所村長その他の執行機関の実施する事業所敷地外における原子力災害事後対策が円滑かつ的確に行われるようにするため、次の事項について別表16に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

派遣された原子力防災要員等は、原子力防災専門官等の指示に基づき、必要な業務を行う。

a. 地域への情報提供に関する事項

(a) オフサイトセンターでの情報交換

(b) 報道機関への情報提供

- b. 緊急時モニタリング、避難退域時検査及び除染その他の住民避難に対する支援に関する事項
 - (a) 緊急時モニタリング
 - (b) 身体又は衣服に付着している放射性物質の汚染の測定
 - (c) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
 - (d) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染
 - (e) 他の原子力事業者から派遣された原子力防災要員等への対応
- (3) 原子力緊急事態解除宣言以降に開催される合同対策協議会への参加

社長は、役員の中から指名した者を合同対策協議会の構成員として派遣する。派遣された構成員は、全社対策本部及び事業部対策本部と連絡を密にし、合同対策協議会の決定事項を指示・伝達するとともに、合同対策協議会において必要な意見を述べる。

全社対策本部及び事業部対策本部は、合同対策協議会において出された要請事項等について、必要な対応を行う。
- (4) 原因究明と再発防止対策の実施

原子力防災管理者は、原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講じる。
- (5) 被災者の相談窓口の設置

社長は、原子力緊急事態解除宣言後、速やかに被災者の損害賠償請求等への対応のため、相談窓口を設置する等、必要な体制を整備する。

第7章 その他

第1節 濃縮事業部又は再処理事業部で発生した緊急事態への協力

原子力防災管理者は、濃縮事業部又は再処理事業部で第1次緊急時態勢が発令された場合は、濃縮事業部原子力防災管理者又は再処理事業部原子力防災管理者の要請に応じ、濃縮事業部原子力防災管理者又は再処理事業部原子力防災管理者、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに青森県知事及び六ヶ所村長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、環境モニタリング、汚染検査、汚染除去に関する事項等について原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な協力をする。

なお、派遣要員及び原子力防災資機材等の輸送手段としては、車両を使用することとするが、道路等の状況により輸送が出来ない場合には必要な措置を講じる。

第2節 社外で発生した原子力災害への協力

1. 「青森県内原子力事業者間安全推進協力協定」に基づく協力

青森県内の他の原子力関連事業所において原災法に定める事象が発生した場合、原子力防災管理者は、「青森県内原子力事業者間安全推進協力協定」に基づき、当該事業所からの協力要請に応じ、別表17に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与など当該事象への対応に必要な協力活動を行う。

なお、派遣要員及び原子力防災資機材等の輸送手段としては、車両を使用することとするが、道路等の状況により輸送が出来ない場合には必要な措置を講じる。

2. 「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づく協力

当社以外の原子力事業所（事業所外運搬を含む。）で原子力災害（原子力災害が生じる蓋然性を含む。）が発生した場合、原子力防災管理者は社長からの指示を受けて、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づき、当該事業者、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、次に掲げる緊急時モニタリング、避難退域時検査及び除染その他の住民避難に対する支援に関する事項について別表 17 に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な協力をする。

- (1) 緊急時モニタリング
- (2) 身体又は衣服に付着している放射性物質の汚染の測定
- (3) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
- (4) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

また、社長は、国内の原子力事業所及び事業所外運搬において原子力災害が発生した場合に、原子力事業者間の協力が円滑に実施できるよう、協力活動の方法等についてあらかじめ他の原子力事業者と調整する。

なお、派遣要員及び原子力防災資機材等の輸送手段としては、車両を使用することとするが、道路等の状況により輸送が出来ない場合には必要な措置を講じる。

第3節 附則

本計画は、平成 29 年 10 月 30 日より適用する。

図表リスト（濃縮・埋設事業所 埋設事業部）

図

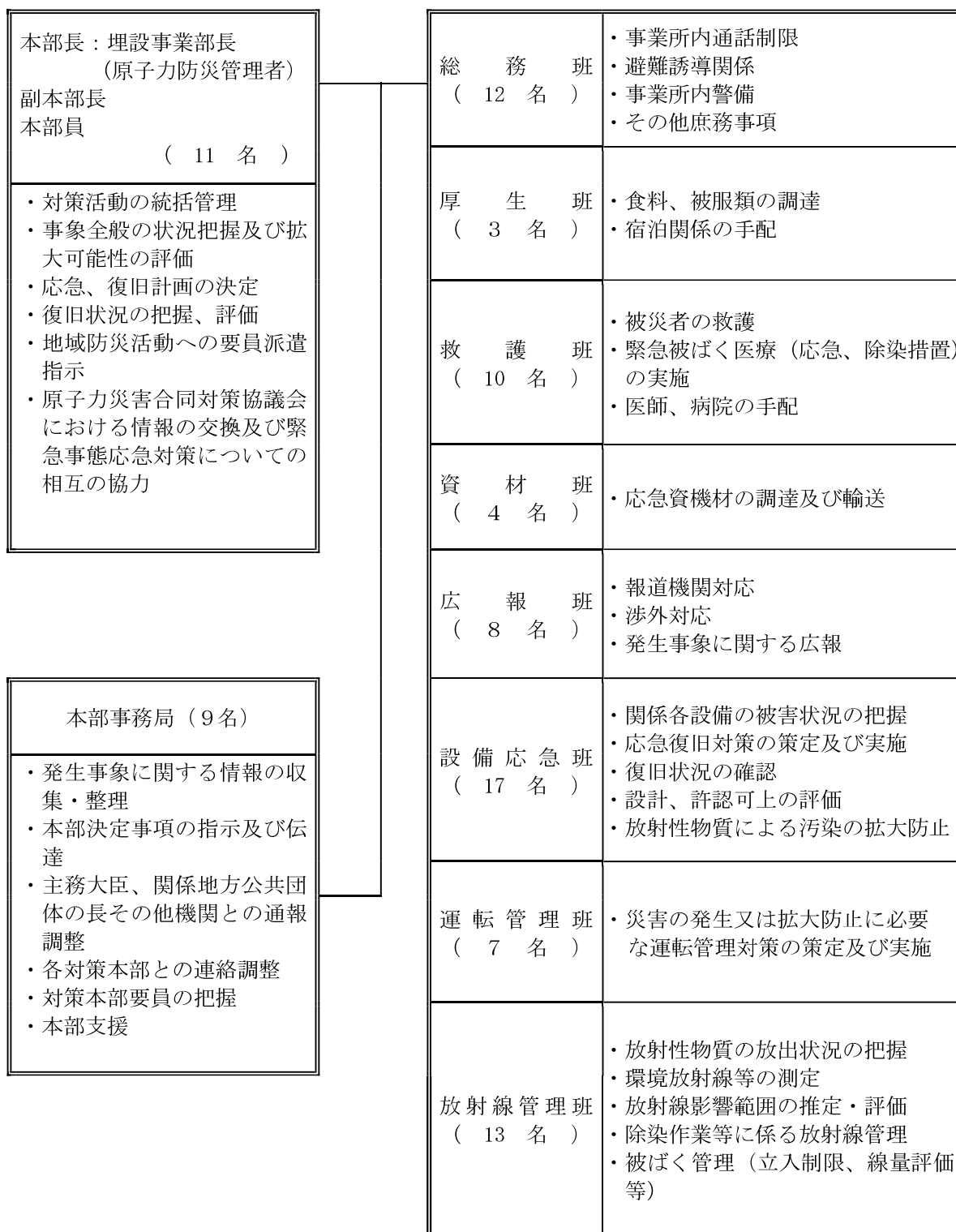
別図 1	事業部対策本部の組織と職務	1
別図 2	全社対策本部の組織と職務	2
別図 3	警戒事象発生時の連絡経路	3
別図 4	原災法第 10 条第 1 項に基づく通報経路（事業所内での事象発生時）	4
別図 5	原災法第 10 条第 1 項に基づく通報経路 （事業所外運搬での事象発生時）	5
別図 6	対策本部設置後の連絡経路（事業所内での事象発生時）	6
別図 7	対策本部設置後の連絡経路（事業所外運搬での事象発生時）	7
別図 8	警戒態勢発令及び第 1 次緊急時態勢発令に関する社内伝達経路	8
別図 9	対策本部設置後の社内の情報伝達経路	9
別図 10	退去必要者の集合場所	10
別図 11	事業所内の緊急時対策所及び応急処置施設等	11
別図 12	施設と原子力事業所災害対策支援拠点の位置	12
別図 13	モニタリングポスト配置図	13

表

別表 1	警戒事象発生時の連絡基準	14
別表 2	原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準	15
別表 3	原災法第 15 条第 1 項に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準	26
別表 4	原子力防災要員の職務と配置	33
別表 5	副原子力防災管理者の職位と代行順位	34
別表 6	緊急事態応急対策等の活動で使用する施設	35
別表 7	原子力防災資機材	36
別表 8	その他の防災資機材	37
別表 9	その他の防災資機材（全社対策本部室）	38
別表 10	その他の防災資機材（原子力事業所災害対策支援拠点）	39
別表 11	原子力防災活動に必要な資料	40
別表 12	防災訓練に係る訓練項目	41
別表 13	原災法第 25 条第 2 項に基づく応急措置の報告	42
別表 14	運営準備及び現地事故対策連絡会議への派遣要員	43
別表 15	緊急事態応急対策への派遣要員と貸与資機材	44
別表 16	原子力災害事後対策への派遣要員と貸与資機材	45
別表 17	他の原子力事業者への派遣要員と貸与資機材	46
別表 18	原子力事業者間協定に基づく原子力緊急事態支援組織	47
別表 19	原子力防災組織業務の一部を委託するもの	49
(参考)	原災法及び原子力災害対策指針を踏まえた通報事象一覧	50

様式

様式 1	原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書	51
様式 2	原子力防災要員現況届出書	52
様式 3	原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書	53
様式 4	放射線測定設備現況届出書	54
様式 5	原子力防災資機材現況届出書	55
様式 6	防災訓練実施結果報告書	56
様式 7	警戒事態該当事象発生連絡	57
様式 8	警戒事態該当事象発生後の経過連絡	58
様式 9	特定事象発生通報	59
様式 10	特定事象発生通報（事業所外運搬）	60
様式 11	応急措置の概要	61
様式 12	応急措置の概要（事業所外運搬）	63



注) 防災業務計画等命令第2条第4項に基づき、組織の業務の一部を委託する場合には別表19に示す。

別図1 事業部対策本部の組織と職務

本部長：社長 副本部長 本部員 (10名 ※ ¹)	総務班 (4名)	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部の設営、要員の把握 ・社内周知、通話制限 ・社内警備 ・その他庶務事項 ・避難誘導
<ul style="list-style-type: none"> ・対策活動の総括 ・全社対応方針策定 ・事業部対策本部支援 ・オフサイトセンターへの派遣 	電力対応班 (11名)	<ul style="list-style-type: none"> ・電力、協力企業への協力要請 ・受入れ対応
全社対策本部事務局 (20名 ※ ²)	放射線情報 収集班 (5名 ※ ¹)	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質の放出状況及び放射線影響評価の把握 ・現場放射線状況の把握 ・緊急時モニタリングセンターへの派遣
<ul style="list-style-type: none"> ・本部支援 ・事業部対策本部との通報連絡 ・本部決定事項の指示及び伝達 ・関係機関との通報調整 	広報班 (4名)	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関対応、プレス・ステートメント作成 ・六ヶ所村等対応
	東京班 (8名 ※ ³)	<ul style="list-style-type: none"> ・国、在京報道機関、電事連対応 ・原子力規制庁緊急時対応センターへの派遣
	青森班 (6名)	<ul style="list-style-type: none"> ・青森県対応、報道機関対応

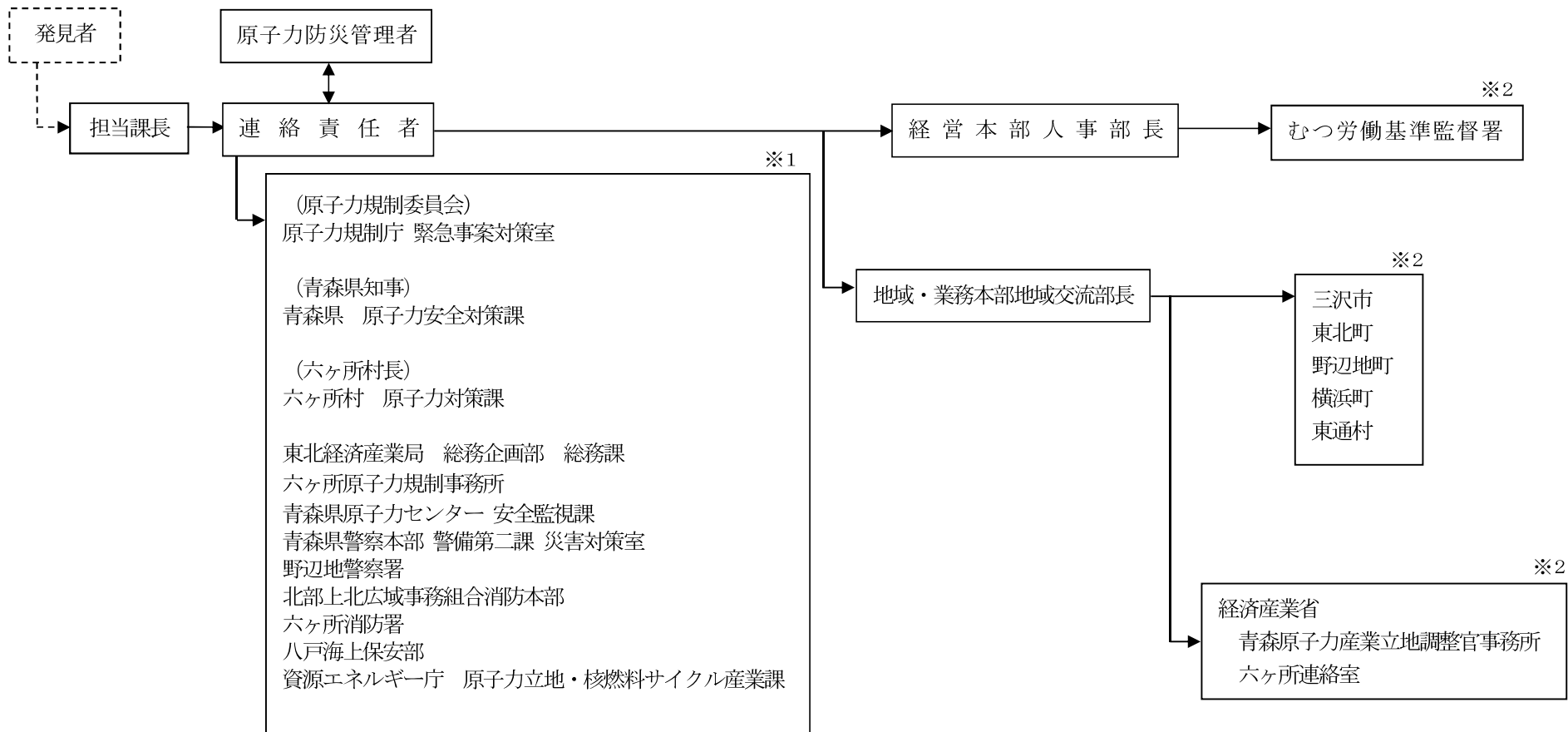
※1：オフサイトセンター又は緊急時モニタリングセンターへの派遣要員を含む。

※2：事業部連絡要員を含む。

※3：派遣要員2名含む。なお、状況により派遣要員の増員を考慮する。

注：原子力事業所災害対策支援拠点で活動する要員を含む。なお、状況により活動する要員の増員を考慮する。

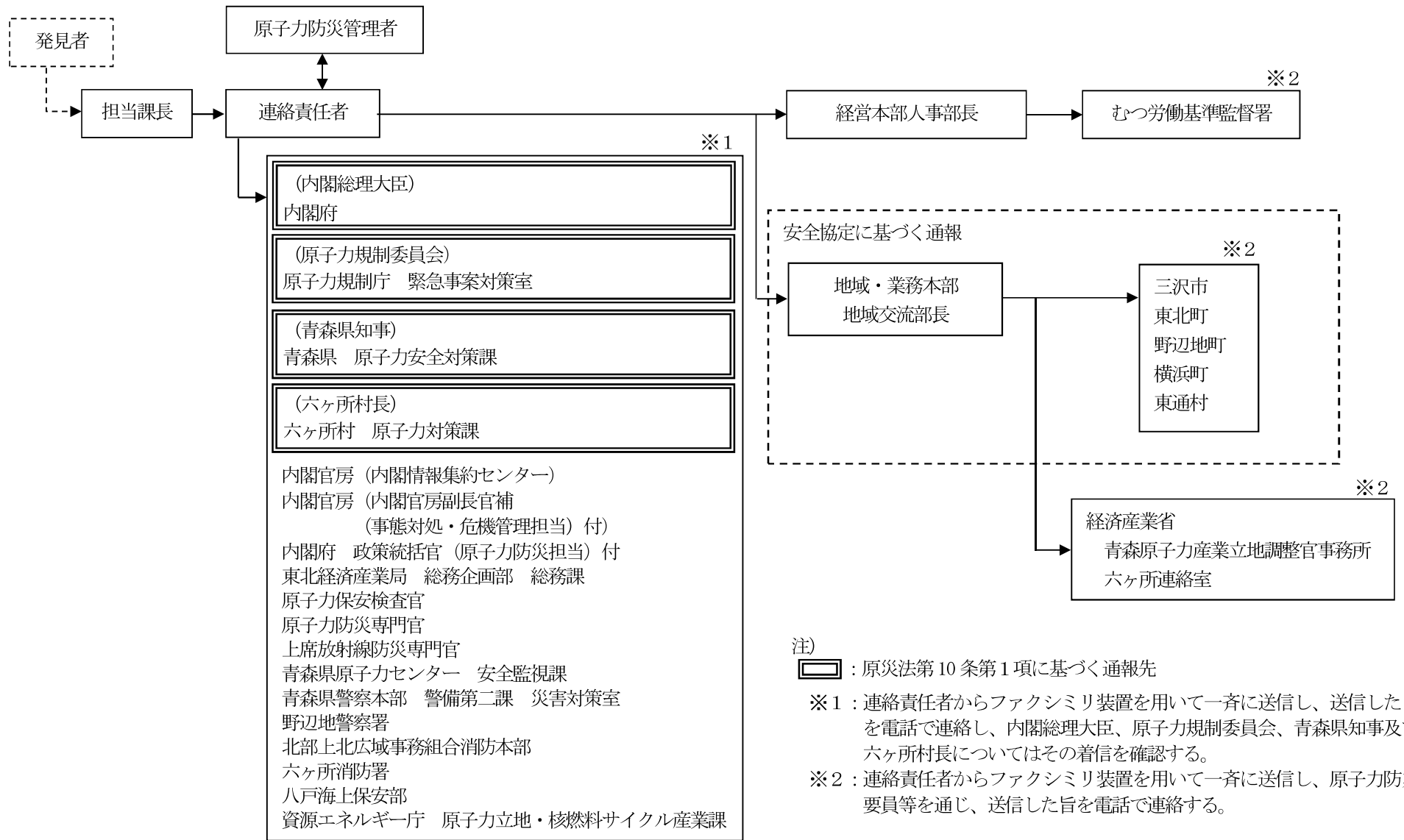
別図2 全社対策本部の組織と職務



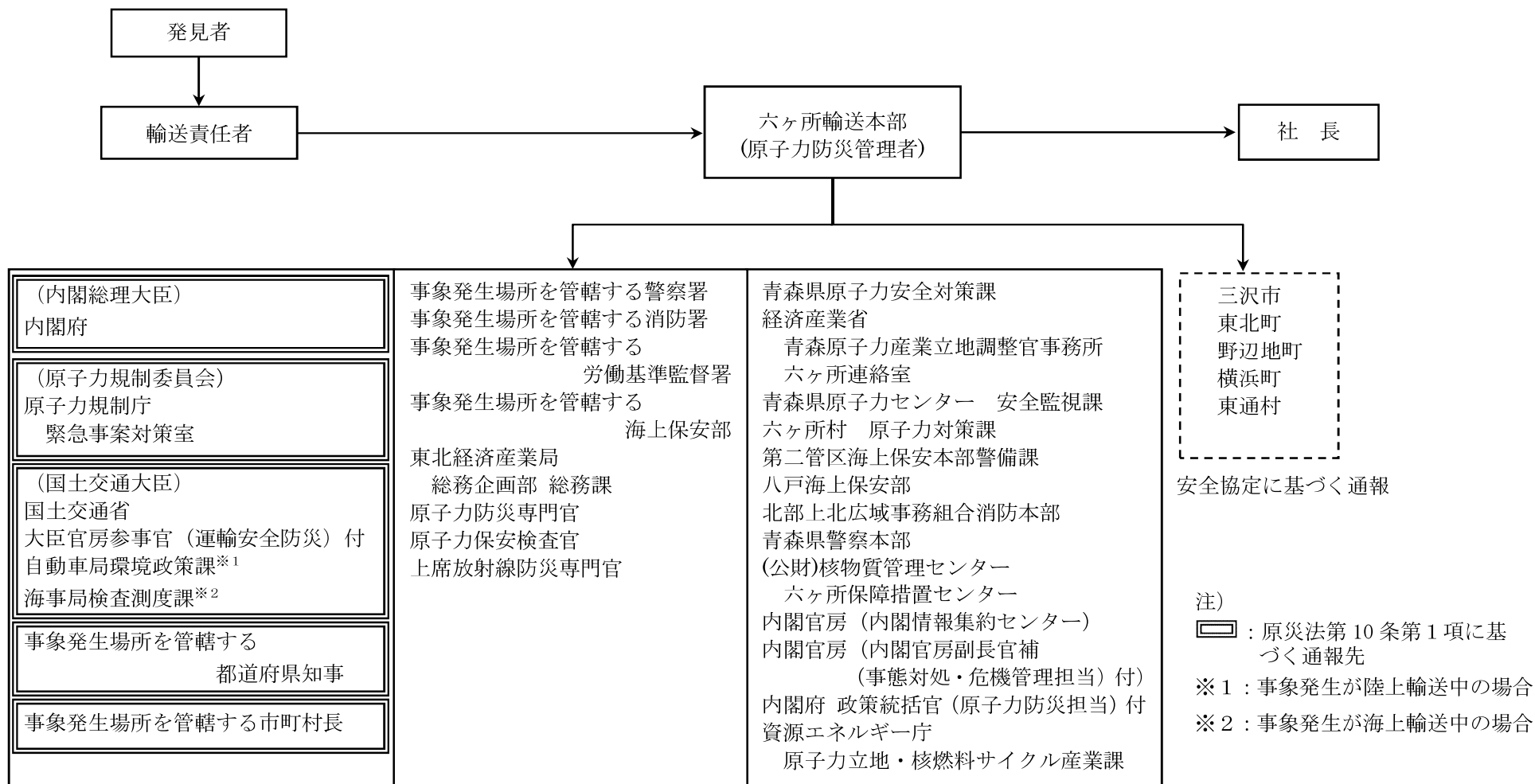
※1：連絡責任者からファクシミリ装置を用いて一斉に送信し、送信した旨を電話で連絡する。

※2：連絡責任者からファクシミリ装置を用いて一斉に送信し、原子力防災要員等を通じ、送信した旨を電話で連絡する。

別図3 警戒事象発生時の連絡経路



別図4 原災法第10条第1項に基づく通報経路 (事業所内での事象発生時)



別図5 原災法第10条第1項に基づく通報経路(事業所外運搬での事象発生時)

事業部 対策本部	連絡先	備考
		内閣府（内閣総理大臣）
	原子力規制庁 緊急事案対策室 （原子力規制委員会）	
	内閣官房（内閣情報集約センター）	
	内閣官房 （内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付）	
	内閣府 政策統括官（原子力防災担当）付	
	東北経済産業局 総務企画部 総務課	
	原子力保安検査官	
	青森県 災害対策本部	
	六ヶ所村 災害対策本部	
	オフサイトセンター （原子力防災専門官）	
	上席放射線防災専門官	
	国 現地警戒本部又は現地対策本部	合同対策協議会が設置され、これに参加している場合は、合同対策協議会を通じて連絡する。
	青森県 現地災害対策本部	
	六ヶ所村 現地連絡本部	
	八戸海上保安部	
	むつ労働基準監督署	
	北部上北広域事務組合消防本部	
	六ヶ所消防署	
	青森県警察本部	
	野辺地警察署	
	経済産業省 青森原子力産業立地調整官事務所 六ヶ所連絡室	
	資源エネルギー庁 原子力立地・核燃料サイクル産業課	
	三沢市 政策調整課	安全協定に基づく連絡
	東北町 企画課	
	野辺地町 防災安全課	
	横浜町 企画財政課	
	東通村 原子力対策課	

注)

☐：原災法第25条第2項に基づく報告先

別図6 対策本部設置後の連絡経路（事業所内での事象発生時）

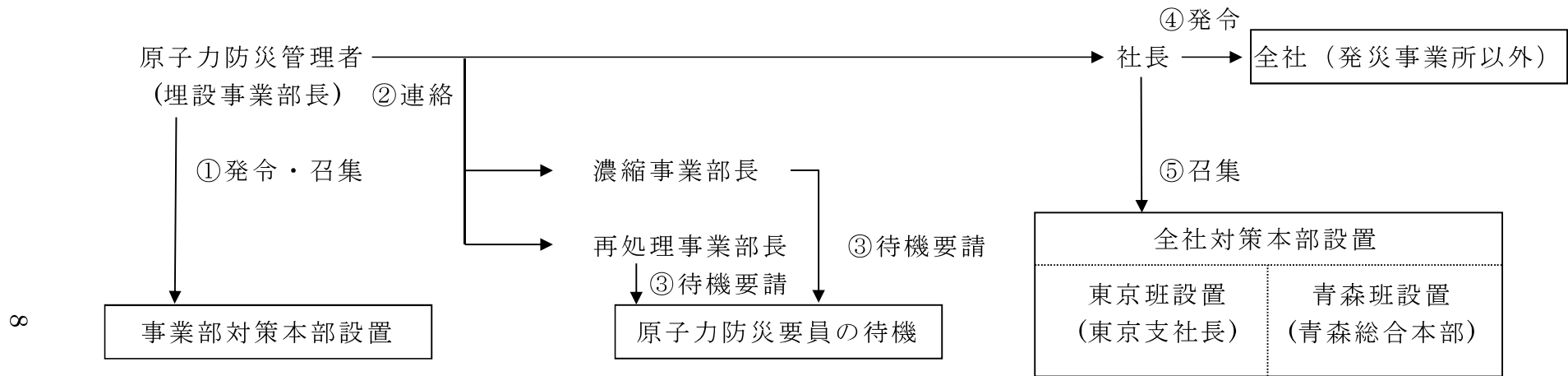
事業部対策本部	連絡先	備考
	内閣府（内閣総理大臣）	
	原子力規制庁 緊急事案対策室 （原子力規制委員会）	
	国土交通省 大臣官房参事官（運輸安全防災）付 自動車局 環境政策課※ ¹ 海事局 検査測度課※ ²	
	内閣官房（内閣情報集約センター）	
	内閣官房 （内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付）	
	内閣府 政策統括官（原子力防災担当）付	
	東北経済産業局 総務企画部 総務課	
	原子力防災専門官	
	原子力保安検査官	
上席放射線防災専門官		
国の現地対策本部又はオフサイトセンター		
事象発生場所を管轄する都道府県知事又は都道府県の災害対策本部		
事象発生場所を管轄する市町村長又は市町村の災害対策本部		
事象発生場所を管轄する海上保安部		
事象発生場所を管轄する労働基準監督署		
事象発生場所を管轄する消防署		
事象発生場所を管轄する警察署		
青森県 原子力安全対策課		
経済産業省 青森原子力産業立地調整官事務所 六ヶ所連絡室		
青森県原子力センター 安全監視課		
六ヶ所村 原子力対策課		
第二管区海上保安本部警備課		
八戸海上保安部		
青森県警察本部		
北部上北広域事務組合消防本部		
(公財)核物質管理センター六ヶ所保障措置センター		
資源エネルギー庁 原子力立地・核燃料サイクル産業課		
三沢市 政策調整課	安全協定に基づく連絡	
東北町 企画課		
野辺地町 防災安全課		
横浜町 企画財政課		
東通村 原子力対策課		

注) : 原災法第25条第2項に基づく報告先

※1 : 事象発生が陸上輸送中の場合

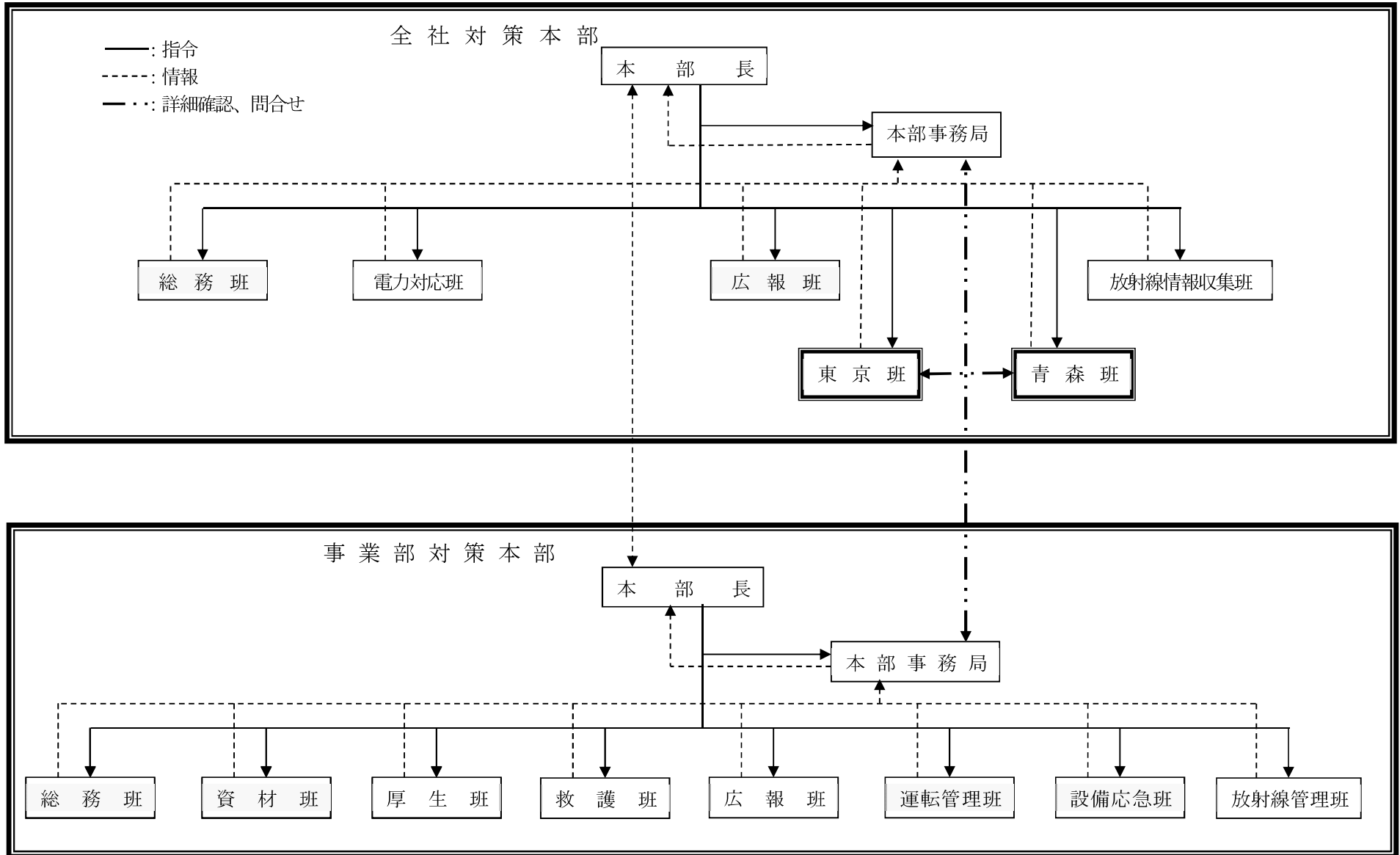
※2 : 事象発生が海上輸送中の場合

別図7 対策本部設置後の連絡経路（事業所外運搬での事象発生時）



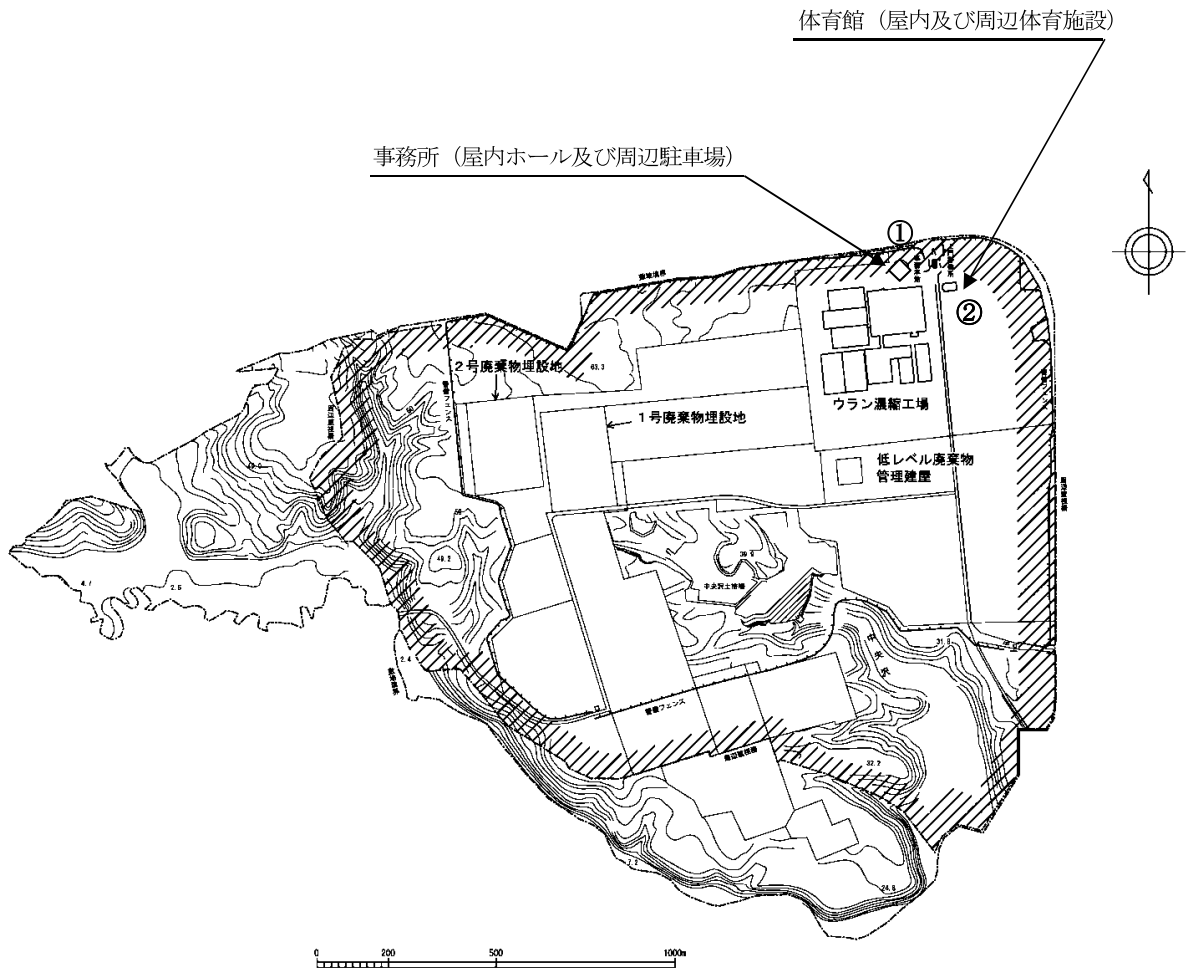
∞

別図 8 警戒態勢発令及び第 1 次緊急時態勢発令に関する社内伝達経路



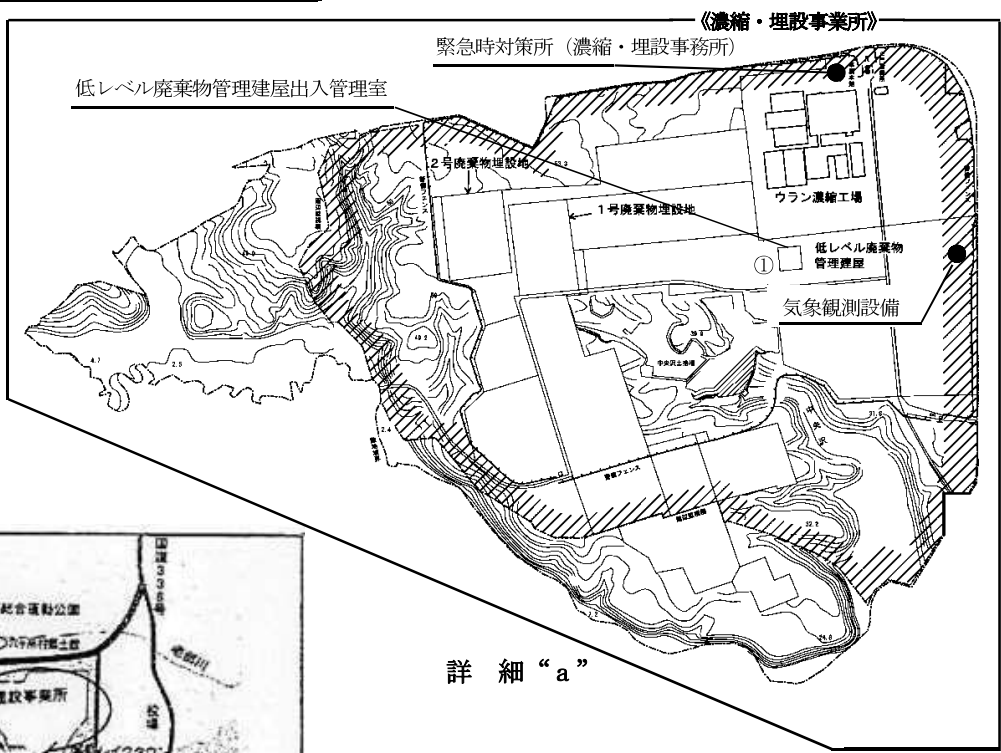
別図9 対策本部設置後の社内の情報伝達経路

退去必要者の集合場所	①：事務所（屋内ホール及び周辺駐車場） ②：体育館（屋内及び周辺体育施設）
------------	--



別図10 退去必要者の集合場所

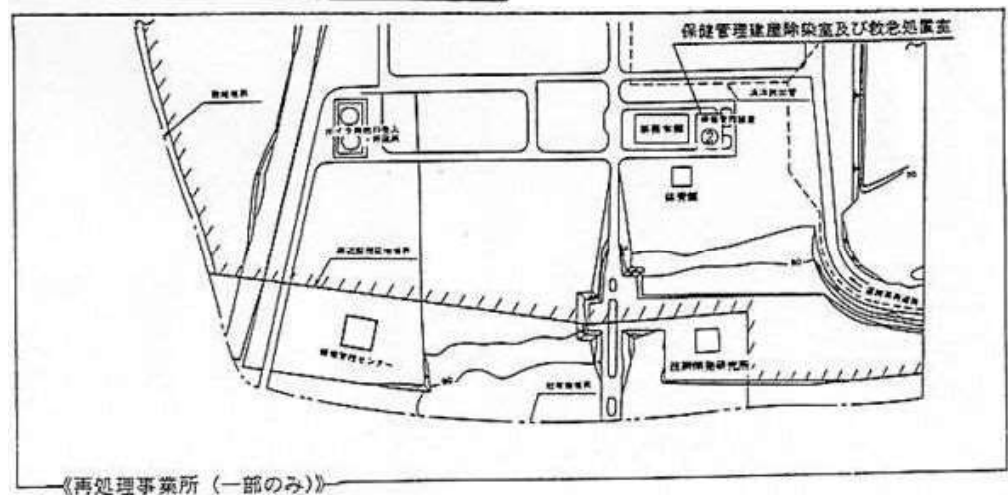
除染施設及び 応急処置施設	①：低レベル廃棄物管理建屋出入管理室 ②：保健管理建屋除染室及び救急処置室
------------------	--



詳細“a”



キープラン



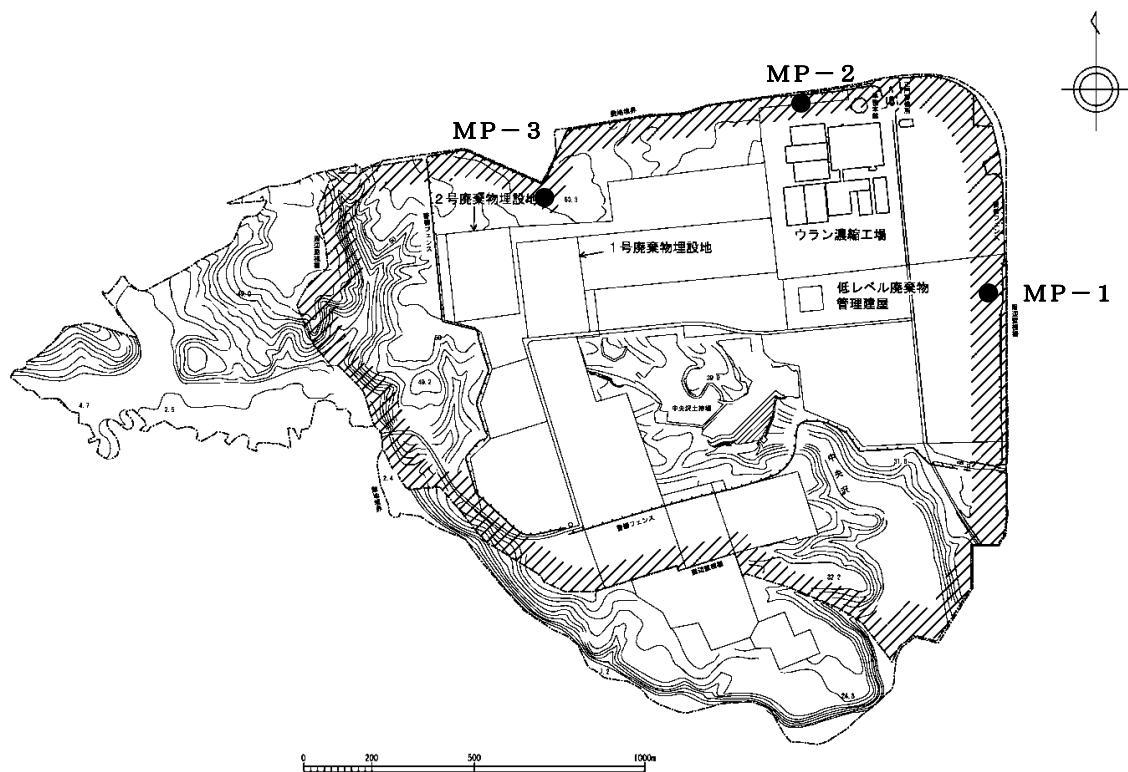
詳細“b”

気象観測設備の仕様等				
名称	数量	設置場所	点検内容	点検頻度
風向風速計	1式	濃縮・埋設事業所構内	外観・機能	1回/年
雨雪量計	1式	濃縮・埋設事業所構内	外観・機能	1回/年

別図 11 事業所内の緊急時対策所及び応急処置施設等



別図 12 施設と原子力事業所災害対策支援拠点の位置



モニタリングポストの仕様等			
名称	測定対象	測定器の種類、測定範囲	点検頻度
モニタリングポスト No. 1	空気吸収 線量率	NaI (T1) シンチレーション 電離箱 $1 \sim 10^5 \mu\text{Gy/h}$	1回/年
モニタリングポスト No. 2	空気吸収 線量率	NaI (T1) シンチレーション 電離箱 $1 \sim 10^5 \mu\text{Gy/h}$	1回/年
モニタリングポスト No. 3	空気吸収 線量率	NaI (T1) シンチレーション 電離箱 $1 \sim 10^5 \mu\text{Gy/h}$	1回/年

別図 13 モニタリングポスト配置図

別表1 警戒事象発生の連絡基準

原子力災害対策指針は「指針」、また指針で示す緊急時活動レベルは、「EAL」と略して別表中に示す。

区分	番号／略称	EALの基準	EALの設定の考え方
その他脅威	指針 警戒事態を判断する EAL	<p>指針 警戒事態を判断する EAL (③を除く)</p> <p>①六ヶ所村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>②六ヶ所村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>④オンサイト総括（原子力規制庁）が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑤その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	同左

別表2 原災法第10条第1項に基づく通報基準

原子力災害対策指針は「指針」、また指針で示す緊急時活動レベルは、「EAL」と略して別表中に示す。

区分	番号／略称	EALの基準	EALの設定の考え方
放射線量・放射性物質放出	SE01／ 敷地境界付近の放射線量の上昇	<p>施行令第4条第4項第1号</p> <p>第1項に規定する基準以上の放射線量が第2項又は前項の定めるところにより検出されたこと。</p> <p>施行令第4条第1項（第1項に規定する基準）</p> <p>法第10条第1項の政令で定める基準は、5 μ Sv/hの放射線量とする。</p> <p>施行令第4条第2項（第2項の定めるところ）</p> <p>法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について、それぞれ単位時間（2分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間当たりの数値に換算して得た数値が、前項の放射線量以上のものとなっているかどうかを点検することにより行うものとする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合その他廃棄物埋設施設に異常が認められない場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※廃棄物埋設施設に異常が認められない場合とは、次の場合をいう。</p> <p>①放射性廃棄物の取扱い作業中（運転中）の低レベル廃棄物管理建屋においては、排気用モニタで異常が検出されなかった場合</p> <p>②放射性廃棄物の取扱い作業中（運転中）の埋設地においては、埋設設備の外観目視で異常が認められない場合</p> <p>③放射性廃棄物の取扱い作業を実施していない（停止中）場合</p> </div>	<p>(1) モニタリングポストで、1分ごとのガンマ線の放射線量を測定し、1時間あたりの数値に換算して得た数値が5 μ Sv/h以上の放射線量を検出すること。但し、以下のいずれかに該当する場合は当該数値が検出されなかったこととする。</p> <p>a. 当該数値が落雷の時に検出された場合</p> <p>b. 放射性廃棄物の取扱い作業中（運転中）において、低レベル廃棄物管理建屋の排気用モニタにより検出された数値に異常が認められないこと及び埋設地の埋設設備の外観目視で異常が認められないことを原子力規制委員会に報告した場合</p> <p>c. 放射性廃棄物の取扱い作業を実施していないこと（停止中）を原子力規制委員会に報告した場合</p>

区分	番号／略称	EAL の基準	EAL の設定の考え方
放射線量・放射性物質放出	<p>(つづき)</p> <p>SE01／敷地境界付近の放射線量の上昇</p>	<p>(つづき)</p> <p>施行令第4条第3項（第3項の定めるところ）</p> <p>前項の定めるところにより検出された放射線量が法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて第1項の放射線量を下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上についての数値が1 μSv/h 以上であるときは、法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、前項の規定にかかわらず、同項の定めるところにより検出された当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において原子力規制委員会規則で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計することにより行うものとする。</p> <p>通報すべき事象等に関する規則第4条（原子力規制委員会規則で定めるところ）</p> <p>令第4条第3項の規定による中性子線の測定は、中性子線（自然放射線によるものを除く。）が検出されないことが明らかとなるまでの間、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令第4条第1項の規定により備え付けることとされた中性子線測定用可搬式測定器によって、瞬間ごとの中性子線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うものとする。</p> <p>[指針 施設敷地緊急事態を判断する EAL①]</p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p>	<p>(つづき)</p> <p>(2) 全てのモニタリングポストで、5 μSv/h を下回っている場合において、モニタリングポストの数値が1 μSv/h 以上であるときは、当該モニタリングにおける放射線量と核燃料施設等の周辺において、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線測定サーベイメータにより測定した中性子線の放射線量とを合計して得た数値が、5 μSv/h 以上のものとなっているときは通報対象とする。</p> <p>「ガンマ線の放射線量を測定」とは、吸収線量（Gy/h）によって検出する場合にあつては一を乗じて得た数値を放射線量（Sv/h）とする。（通報事象規則第8条第3号イ）</p>

区分	番号／略称	EAL の基準	EAL の設定の考え方
放射線量・放射性物質放出	SE02／ 通常放出経路での気体放射性物質の放出	<p>施行令第4条第4項第2号</p> <p>当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が第1項に規定する放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p>	<p>排気用モニタによる測定で、10^3 cps 以上の計測値（チャート紙から振り切れた時点）が検出された場合。</p>
	SE03／ 通常放出経路での液体放射性物質の放出	<p>第1項に規定する放射線量：$5 \mu\text{Sv/h}$ SE01 参照。</p> <p>通報すべき事象等に関する規則第5条第1項（原子力規制委員会規則で定める基準、原子力規制委員会規則で定めるところ）</p> <p>令第4条第4項第2号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあっては、次の表（本表「添付」参照）の左欄に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、検出についてはそれぞれ同表の右欄に掲げるところによるものとする。</p>	<p>排水口から放出される液体放射性物質の濃度が次に示す値以上となった場合。</p> <p>β 核種：$9.0 \times 10^0 \text{ Bq/cm}^3$</p>
	SE02／ 通常放出経路での気体放射性物質の放出	<p>令第4条第4項第2号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあっては、次の表（本表「添付」参照）の左欄に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、検出についてはそれぞれ同表の右欄に掲げるところによるものとする。</p>	<p>SE02 が検出された場合は、GE02 にも該当するため、SE02 と GE02 は同時に検出されたものとして、特定事象の通報様式により、通報を行う。また、SE03 が検出された場合は、GE03 にも該当するため、SE03 と GE03 は同時に検出されたものとして、特定事象の通報様式により、通報を行う。</p>
	SE03／ 通常放出経路での液体放射性物質の放出	<p>[指針 施設敷地緊急事態を判断する EAL①]</p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p>	

区分	番号／略称	EAL の基準	EAL の設定の考え方	
放射線量・放射性物質放出	SE04／ 火災爆発等による管理区域外での放射線の検出	<p>施行令第4条第4項第3号</p> <p>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として原子力規制委員会規則で定める区域をいう。）外の場所（前号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>イ 50 μ Sv/h 以上の放射線量</p> <p>ロ 当該場所におけるその放射能水準が5 μ Sv/h の放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質</p>	<p>当該原子力事業所の区域内の場所のうち核燃料施設等の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、50 μ Sv/h 以上の放射線量の水準が10分間以上継続して検出された場合。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。</p>	
	SE05／ 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の検出	<p>通報すべき事象等に関する規則第6条第1項（原子力規制委員会規則で定める区域）</p> <p>令第4条第4項第3号に規定する区域は、次の表の上覧に掲げる原子力事業者の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる区域とする。</p> <table border="1" data-bbox="517 970 1429 1209"> <thead> <tr> <th data-bbox="517 970 1429 1018">廃棄事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="517 1018 1429 1209"> <p>規制法第51条の2第1項第2号の規定に基づく第二種廃棄物埋設の許可を受けた者にあつては核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第1条の2第2項第8号に規定する管理区域。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>前号に規定する場所：当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所。（SE02、SE03）参照。</p>	廃棄事業者	<p>規制法第51条の2第1項第2号の規定に基づく第二種廃棄物埋設の許可を受けた者にあつては核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第1条の2第2項第8号に規定する管理区域。</p>
廃棄事業者				
<p>規制法第51条の2第1項第2号の規定に基づく第二種廃棄物埋設の許可を受けた者にあつては核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第1条の2第2項第8号に規定する管理区域。</p>				

区分	番号／略称	EAL の基準	EAL の設定の考え方
放射線量・放射性物質放出	<p>(つづき)</p> <p>SE04／ 火災爆発等による管理区域外での放射線の検出</p> <p>SE05／ 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の検出</p>	<p>(つづき)</p> <p>通報すべき事象等に関する規則第6条第3項（原子力規制委員会規則で定めるところ）</p> <p>令第4条第4項第3号の規定による放射線量又は放射性物質の検出は、次に定めるところによるものとする。</p> <p>一 放射線量については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、令第4条第4項第3号イの放射線量の水準を10分間以上継続して検出すること。</p> <p>二 放射性物質については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出すること。</p> <p>通報すべき事象等に関する規則第6条第4項</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により令第4条第4項第3号イの放射線量の水準又は第2項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p>	<p>(つづき)</p>

区分	番号／略称	EAL の基準	EAL の設定の考え方
放射線量・放射性物質放出	<p>(つづき)</p> <p>SE04／ 火災爆発等による管理区域外での放射線の検出</p> <p>SE05／ 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の検出</p>	<p>(つづき)</p> <p>通報すべき事象等に関する規則第 6 条第 2 項（原子力規制委員会規則で定める基準）</p> <p>令第 4 条第 4 項第 3 号ロの原子力規制委員会規則で定める基準は、空気中の放射性物質の濃度について、次に掲げる放射能水準とする。</p> <p>一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度に 50 を乗じて得た値</p> <p>二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度</p> <p>三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに 50 を乗じて得た値</p> <p>[指針 施設敷地緊急事態を判断する EAL①]</p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 10 条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p>	<p>(つづき)</p>

区分	番号／略称	EAL の基準	EAL の設定の考え方
放射線量・放射性物質放出	SE06／ 臨界のおそれ	通報すべき事象等に関する規則第7条2号 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体及び再処理施設の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他、臨界状態の発生の高蓋然性が高い状態にあること。	同左
その他の脅威	SE54／ 緊急事態の発生	政令第4条第4項第6号 政令第4条第4項第1号から第5号に掲げるもののほか、政令第6条第4項第3号又は第4号に掲げる事象。	この基準は、政令に基づき GE06～GE55 の緊急事態事象が発生した場合に、原災法第10条通報を行うためのものであり、該当する事象は、別表3参照。
	SE55／ 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象の発生	通報事象規則第7条第1号又 [指針 施設敷地緊急事態を判断する EAL②] 原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	(1) 「原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、施設の安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 (2) 「原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象」とは、原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれにより放射性物質又は放射線が放出されうる状況であると原子力防災管理者が判断した事象をいう。

区分	番号／略称	EAL の基準	EAL の設定の考え方
事業所外運搬	XSE61／ 事業所外運搬での放射線量率の上昇	<p>施行令第4条第4項第4号</p> <p>事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100μSv/h以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令（平成24年文部科学省 経済産業省 国土交通省令第2号。以下「通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令」という。）第2条第1項（原子力規制委員会規則で定めるところ）</p> <p>令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。</p> <p>通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第2条第2項</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により令第4条第4項第4号の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p>	<p>事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100μSv/h以上の放射線量が火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出されたこと、又は火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、100μSv/h以上の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い状態であること。</p>

区分	番号／略称	EAL の基準	EAL の設定の考え方
事業所外運搬	XSE62／ 事業所外運搬での放射線物質の漏えい	<p>通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第3条 令第四条第四項第五号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第3条並びに第5条第1項第1号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1号、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示第4条並びに第10条第1項第1号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1号並びに航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示第4条並びに第7条第1項第1号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1号に規定する核燃料物質等の運搬を除く。）に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。</p>	<p>事業所外運搬の場合にあつては、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること、又は当該漏えいの蓋然性が高い状態であること。</p>
	XSE63／ 事業所外運搬での原子力緊急事態事象の発生	<p>政令第4条第4項第6号 政令第4条第4項第1号から第5号に掲げるもののほか、政令第6条第4項第3号又は第4号に掲げる事象。</p>	<p>この基準は、政令に基づき、XGE61～XGE62の原子力緊急事態事象が発生した場合に、原災法第10条通報を行うためのものであり、該当する事象は別表3を参照。</p>

場合	基準	検出
一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類の放射性物質である場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度を排気筒その他これらに類する場所における1秒間当たりの放出風量で除して得た値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	イの値を10分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた水中濃度限度に50を乗じて得た値	ハの値を10分間以上継続して検出すること。
二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上の放射性物質がある場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質の濃度についての前号イの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度	イの値を10分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の放射能のそれぞれその放射性物質の放射能についての前号ロの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の放射能の値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質の濃度についての前号ハの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度	ハの値を10分間以上継続して検出すること。

場合	基準	検出
三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、空气中濃度限度（当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）を排気筒その他これらに類する場所における1秒間当たりの放出風量で除して得た値のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	イの値を10分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、空气中濃度限度（当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、水中濃度限度（当該水中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値	ハの値を10分間以上継続して検出すること。

上記表中に記載の「別表」、「空气中濃度限度」及び「水中濃度限度」については、通報すべき事象等に関する規則参照。

別表3 原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準

原子力災害対策指針は「指針」、また指針で示す緊急時活動レベルは、「EAL」と略して別表中に示す。

区分	番号／略称	EALの基準	EALの設定の考え方
放射線量・放射性物質放出	GE01／ 敷地境界付近の放射線量の上昇	<p>法第15条第1項第1号</p> <p>第10条第1項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合。</p> <p>施行令第6条第1項（政令で定める放射線測定設備）</p> <p>法第15条第1項第1号の政令で定める放射線測定設備は、所在都道府県知事又は関係周辺都道府県知事はその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であって法第11条第1項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものとする。</p> <p>施行令第6条第2項（政令で定める測定方法）</p> <p>法第15条第1項第1号の政令で定める測定方法は、単位時間（10分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うこととする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p>	<p>(1) モニタリングポストにより特定事象が検出された場合について適用する。</p> <p>(2) モニタリングポストについて、1分ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た放射線量（2地点以上又は10分以上継続して検出された場合に限る。）が5 μSv/h以上の放射線量を検出する場合。但し、当該数値が落雷のときに検出された場合を除く。</p>

区分	番号／略称	EAL の基準	EAL の設定の考え方
放射線量・放射性物質放出	(つづき) GE01/ 敷地境界付近の放射線量の上昇	(つづき) 施行令第6条第3項(政令で定める基準) 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 第4条第4項第1号に規定する検出された放射線量又は第一項の放射線測定設備及び前項の測定方法により検出された放射線量(これらの放射線量のいずれかが、二地点以上において又は十分間以上継続して検出された場合に限る。) $5 \mu\text{Sv/h}$ 二 (以下、略) [指針 全面緊急事態を判断する EAL①] 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)	(つづき)

区分	番号／略称	EAL の基準	EAL の設定の考え方
放射線量・放射性物質放出	GE02／ 通常放出経路での気体放射性物質の放出	<p>施行令第6条第4項第1号</p> <p>第4条第4項第2号に規定する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合における放射能水準が前項第1号に定める放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>通報すべき事象等に関する規則第12条第1項（原子力規制委員会規則で定める基準及び原子力規制委員会規則で定めるところ）</p> <p>令第6条第4項第1号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあっては、第5条の表の上覧に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p>	<p>排気用モニタによる測定で、10^3 cps 以上の計測値（チャート紙から振り切れた時点）が検出された場合。</p>
	GE03／ 通常放出経路での液体放射性物質の放出	<p>[指針 全面緊急事態を判断する EAL①]</p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p>	<p>排水口から放出される液体放射性物質の放出量が次に示す値以上となった場合。</p> <p>β核種：9.0×10^0 Bq/cm³</p>

区分	番号／略称	EAL の基準	EAL の設定の考え方
放射線量・放射性物質放出	GE04／ 火災爆発等による管理区域外での放射線の検出	<p>施行令第6条第3項</p> <p>法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 (略) 二 第4条第4項第3号イに規定する検出された放射線量 5 mSv/h 三 (略) <p>施行令第6条第4項第2号</p> <p>第4条第4項第3号に規定する場所において、当該場所におけるその放射能水準が 500 μSv/h の放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p>	<p>当該原子力事業所の区域内の場所のうち核燃料施設等の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、5 mSv/h 以上の放射線量の水準が10分間以上継続して検出された場合、又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線量の測定が困難である場合であっては、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。</p>
	GE05／ 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の検出	<p>通報すべき事象等に関する規則第13条(原子力規制委員会規則で定める基準及び原子力規制委員会規則で定めるところ)</p> <p>令第6条第4項第2号の原子力規制委員会規則で定める基準は、第6条第2項各号の場合に応じ、それぞれ当該各号の基準に100を乗じて得たものとする。</p> <p>2 令第6条第4項第2号の規定による放射性物質の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出することとする。</p>	<p>当該原子力事業所の区域内の場所のうち核燃料施設等の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、空気中の放射性物質の測定結果が、β核種について 1.2×10^{-2} Bq/cm³ 以上となった場合、又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射性物質の測定が困難である場合であっては、その状況に鑑み、放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。</p>

区分	番号／略称	EAL の基準	EAL の設定の考え方
放射線量・放射性物質放出	(つづき) GE04／ 火災爆発等による管理区域外での放射線の検出 GE05／ 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の検出	(つづき) 3 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により第1項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。 [指針 全面緊急事態を判断する EAL①] 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 15 条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。	(つづき)
	GE06／ 臨界の発生	施行令第 6 条第 4 項第 3 号 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。	同左

区分	番号／略称	EAL の基準	EAL の設定の考え方
その他の脅威	GE55／ 住民の屋内避難を開始する必要がある事象の発生	<p>通報事象規則第 14 条第 1 号ヌ</p> <p>[指針 全面緊急事態を判断する EAL②]</p> <p>原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>(1)「原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、原子力施設の安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。</p> <p>(2)「原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象」とは、原子力事業所への影響により放射性物質又は放射線が放出されうる状況であると原子力防災管理者が判断した事象をいう。</p>
事業所外運搬	XGE61／ 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇	<p>施行令第 6 条第 3 項</p> <p>法第 15 条第 1 項第 1 号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 (略) 二 (略) 三 第 4 条第 4 項第 4 号に規定する検出された放射線量 10mSv/h 	<p>事業所外運搬に使用する容器から 1 m 離れた場所において、10mSv/h 以上の放射線量が火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出されること。</p>

区分	番号／略称	EAL の基準	EAL の設定の考え方
事業所外運搬	XGE62／ 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい	<p>外運搬通報事象省令第4条</p> <p>令第六条第四項第四号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第二、別表第三、別表第四、別表第五、別表第六又は別表第七の第一欄に掲げるものに限る。）に応じ、それぞれ核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一の第三欄、別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第二欄、別表第五の第二欄又は別表第六の第三欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第一の第三欄、別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第二欄、別表第五の第二欄又は別表第六の第三欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第三欄、別表第五の第二欄、別表第六の第二欄又は別表第七の第三欄に掲げる値の放射性物質が事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和三十二年総理府令第五十七号）第三条第二項、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第八十条第二項及び航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第九十四条第二項第二号イ（4）に規定する低比放射性物質又は表面汚染物の運搬を除く。）に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。</p>	<p>事業所外運搬の場合にあつては、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第4条に定められた量の放射性物質が当該運搬に使用する容器から漏えいすること、又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</p>

別表4 原子力防災要員の職務と配置

No	原子力防災要員の職務	配置	要員数
1	特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理並びに内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬の場合にあたっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	本部事務局	9名以上
2	原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換並びに緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策についての相互の協力	本部 オフサイトセンター	11名以上
3	特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	広報班	8名以上
4	原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	放射線管理班	10名以上
5	原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施	運転管理班	7名以上
6	防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧	設備応急班	14名以上
7	放射性物質による汚染の除去	設備応急班 放射線管理班	6名以上
8	被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	救護班	10名以上
9	原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	資材班 厚生班	7名以上
10	原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従業者等の避難誘導	総務班	12名以上

別表5 副原子力防災管理者の職位と代行順位

	職 位	代行順位 ^{※1}
副原子力防災管理者 ^{※2}	埋設事業部 副事業部長	1
	低レベル放射性廃棄物埋設センター長	2
	安全管理部長	3
	埋設計画部長	4
	開発設計部長	5
	低レベル放射性廃棄物埋設センター 埋設技術課長	6
	低レベル放射性廃棄物埋設センター 運営課長	7
	低レベル放射性廃棄物埋設センター 土木課長	8
	埋設計画部 計画GL	9

【注 記】

※1：原子力防災管理者が不在のときの代行順位を示す。

※2：組織改正等により順位が廃止となる場合は、当該職位を除外し、代行順位を繰り上げるものとする。

別表6 緊急事態応急対策等の活動で使用する施設

1. 緊急時対策所（濃縮・埋設事務所 4F）

項目	仕様
所在地	青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附 504 番地 22
面積	約 170m ²
耐地震・耐台風	一般建物相当の耐震性を有するコンクリート構造
耐放射線	コンクリート構造の建屋内に設置
耐津波	T.P. 約 30mに設置
非常用電源	非常用発電機
燃料*	備蓄燃料 約 3 日

※：不足時は小売店より調達する。

2. 全社対策本部室（事務本館 地下1階）

項目	仕様
所在地	青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付 4 番地 108
建物の仕様*	<ul style="list-style-type: none"> 一般建築物相当の耐震性を有するコンクリート建屋 高所に設置（T.P. 約 55m）
床面積	約 245m ²
放射線防護対策	<ul style="list-style-type: none"> HEPA フィルタを備えた空気浄化装置を設置 コンクリート壁等による遮へい構造
非常用電源	<ul style="list-style-type: none"> 外部電源 非常用発電機（100kVA×1台）

3. 原子力事業所災害対策支援拠点

項目	仕様
所在地	青森県上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎 230 第一千歳平寮
事業所からの方位・距離	南西 約 11 k m
床面積	約 100m ²
敷地面積	約 4,200m ²
非常用電源	可搬式発電機（3kVA×5台）

別表7 原子力防災資機材

原子力防災資機材の種類		配備数	配備場所	点検内容	点検頻度	
放射線障害防護用器具	汚染防護服	70組	濃縮・埋設事務所	外観・員数	1回/年	
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	7個	低レベル廃棄物管理建屋	外観・機能・員数	1回/年	
	フィルター付防護マスク	70個	濃縮・埋設事務所	外観・機能・員数	1回/年	
非常用通信機器	緊急時電話回線(※1)	13回線	濃縮・埋設事務所	外観・機能・員数	1回/年	
	ファクシミリ装置(※1)	3台	濃縮・埋設事務所	外観・機能・員数	1回/年	
	携帯電話等(※3)	22台	—	外観・機能・員数	1回/年	
計測器等	排気筒モニタリング設備 その他固定式測定器	排気用モニタ(気体)	1台	低レベル廃棄物管理建屋	外観・機能・員数	1回/年
		放射能測定装置(液体)	1台	低レベル廃棄物管理建屋	外観・機能・員数	1回/年
	ガンマ線測定用サーベイメータ(※1)		4台	濃縮・埋設事務所	外観・機能・員数	1回/年
	中性子線測定用サーベイメータ(※1)		2台	濃縮・埋設事務所	外観・機能・員数	1回/年
	空間放射線積算線量計(※1)		20個	濃縮・埋設事務所	外観・機能・員数	1回/年
	表面汚染密度測定用サーベイメータ (※1)		α線：2台	濃縮・埋設事務所	外観・機能・員数	1回/年
			β線：4台	濃縮・埋設事務所	外観・機能・員数	1回/年
	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ(※1)	4台	濃縮・埋設事務所	外観・機能・員数	1回/年
		測定器	1台	低レベル廃棄物管理建屋	外観・機能・員数	1回/年
	可搬式の放射性ヨウ素 測定関連機器	サンブラ(※1)	2台	濃縮・埋設事務所	外観・機能・員数	1回/年
		測定器(※1)	1台	低レベル廃棄物管理建屋	外観・機能・員数	1回/年
	個人用外部被ばく線量測定器		110台	濃縮・埋設事務所	外観・機能・員数	1回/年
	その他	エリアモニタリング設備				
モニタリングカー(※1)		1台	濃縮・埋設事業所	外観・機能・員数	1回/年	
その他資機材	ヨウ素剤	5,000錠	保健管理建屋	外観・員数	1回/年	
	担架(※3)	5台	再処理事業所 濃縮・埋設事務所 低レベル廃棄物管理建屋	外観・員数	1回/年	
	除染用具(※1)	1式	濃縮・埋設事務所	外観・員数	1回/年	
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両(※2)	1台	再処理事業所	外観・機能・員数	1回/年	
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	1式	再処理事業所	外観・機能・員数	1回/年	

※1：濃縮事業部と共用 ※2：濃縮事業部及び再処理事業部と共用 ※3：濃縮事業部及び再処理事業部と共用（一部） ※4：建屋配置図は別図11参照

別表8 その他の防災資機材

資機材の種類		配備数	配備場所	点検内容	点検頻度
応急・復旧用工具関係	応急・復旧用工具	1式	濃縮・埋設事務所 低レベル廃棄物管理建屋	外観・員数	1回/年
通信関係	業務用無線設備（※1）	1式	濃縮・埋設事務所 低レベル廃棄物管理建屋 濃縮・埋設正門警備所	外観・機能	1回/年
	衛星携帯電話	1台	濃縮・埋設事務所	外観・機能	1回/年
	ページング設備	1式	濃縮・埋設事務所 低レベル廃棄物管理建屋 廃棄物埋設地	外観・機能	1回/年
	事業所内放送設備（※1）	1式	濃縮・埋設事務所	外観・機能	日常の館内放送 により確認
医療関係	救急用具（※1）	1式	濃縮・埋設事務所 低レベル廃棄物管理建屋	外観・員数	1回/年
非常食関係	非常食セット（※2）	対策本部要員1名 につき3日分	文書保存倉庫	外観・員数	1回/年
発電機関係	非常用発電機（※1）	1台	濃縮・埋設事務所	外観・機能	1回/年
	燃料（軽油）（※1）	1式	濃縮・埋設事業所	外観・員数	1回/年
その他	毛布・寝袋（※2）	対策本部要員1名 につき1セット	文書保存倉庫	外観・員数	1回/年
	懐中電灯（ラジオ付）（※1）	対策本部各班及び 事業所各部に1個	濃縮・埋設事務所	外観・機能・員数	1回/年
	テント	1式	濃縮・埋設事業所	外観・員数	1回/年

※1：濃縮事業部と共用 ※2：濃縮事業部及び再処理事業部と共用

別表9 その他の防災資機材（全社対策本部室）

分類	名称	数量	点検頻度	配備場所※
放射線障害防護用器具	全面マスク（ヨウ素対応用）	30 個	1 回／年	事務本館
非常用通信機器	NTT 電話	12 台	1 回／年	全社対策本部室
	社内電話	17 台		
	衛星携帯電話	8 台		
	ファックス	6 台		
統合原子力防災ネットワークに接続する通信機器※ ¹	テレビ会議システム（地上系/衛星系兼用）	1 台	1 回／年	全社対策本部室
	IP ファックス（地上系）	1 台		
	IP ファックス（衛星系）	1 台		
	IP 電話（地上系）	1 台		
	IP 電話（衛星系）	1 台		
計測器等	個人用外部被ばく線量測定器※ ²	30 台	1 回／年	事務本館
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	2 台		
	γ線測定用サーベイメータ	2 台		
その他	ヨウ素剤※ ³	2,000 錠	1 回／年	保健管理建屋
	非常用食料／飲料水※ ³	2,100 食 /700ℓ		体育館
	可搬式空気浄化装置	1 台		全社対策本部室
	非常用発電機（100kVA）	1 台		事務本館屋外
	燃料（軽油）※ ⁴	約 4700		

※：配備場所は変更する場合がある。

※¹：2017 年度中に整備予定。

整備完了までの代替手段については、非常用通信機器により連絡手段を確保する。

※²：2017 年度中に整備予定。

整理完了までの代替手段については、ガラスバッジ及びγ線測定用サーベイメータにより線量管理手段を確保する。

※³：全社対策本部 ERC 対応要員分も含む。

※⁴：不足時は小売店より調達する。

別表 10 その他の防災資機材（原子力事業所災害対策支援拠点）

分類	名称	数量	点検頻度	配備場所※
出入管理	入構管理証発行機	1 式	1 回／年	第一千歳平寮他
	作業者証発行機	1 式		
	放射線防護教育資料	100 部		
	テント	4 式		
放射線障害防護用器具	全面マスク（ヨウ素対応用）	340 個	1 回／年	
	汚染防護服	1,600 組		
非常用通信機器	衛星携帯電話	3 台	1 回／年	第一千歳平寮
	衛星携帯電話（ファックス機能付）	2 台		
	携帯電話	5 台		
	トランシーバー	10 台		
計測器等	個人用外部被ばく線量測定器※ ¹	210 個	1 回／年	第一千歳平寮他
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	9 台		
	γ線測定用サーベイメータ	2 台		
その他	ヨウ素剤	3,000 錠	1 回／年	保健管理建屋
	除染用機材（テント、シャワー設備）	2 式	1 回／年	第一千歳平寮他
	除染用高压洗浄機	2 式		
	除染キット（ブラシ、中性洗剤等）	1 式		
	養生資機材（シート、テープ類）	10 本		
	仮設照明	5 台		
	可搬式発電機（3kVA）	5 台		
	燃料（軽油）※ ²	100ℓ		
	非常用食料／飲料水※ ³	—	—	—
	資機材搬送車両※ ⁴	1 台	1 回／年	事務本館駐車場

※：配備場所は変更する場合がある。

※¹：2017 年度中に整備予定。

整理完了までの代替手段については、ガラスバッジ及びγ線測定用サーベイメータにより線量管理手段を確保する。

※²：不足時は小売店から調達する。

※³：小売店から調達する。

※⁴：配備場所からの輸送については、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況（災害、天候等）に応じた最適なルートにて行う。

別表 11 原子力防災活動に必要な資料

資 料 名	緊急時 対策所	全社 対策本 部室	原子力 事業所 災害対 策支援 拠点	内閣総 理大臣 へ提出	OFC 事業者 ブース	ERC 事業者 ブース
濃縮・埋設事業所 埋設事業部 原子力事業者防災業務計画	○	○	○	○	○	○
対策本部要員の名簿表	○	○	○	—	—	—
濃縮・埋設事業所 廃棄物埋設施設保安規定	○	○	○	○	○	○
廃棄物埋設事業許可申請書及び 廃棄物埋設事業変更許可申請書	○	○	○	○	○	○
濃縮・埋設事業所の施設の配置図 (低レベル放射性廃棄物埋設施設)	○	○	○	○	○	○
気象観測資料	○	○	○	—	—	—
平常時環境モニタリング関連資料	○	○	○	—	—	—
被ばく線量の推定に関する資料	○	○	○	—	—	—
事業所周辺地図	○	○	○	—	—	—
事業所周辺人口分布図	○	○	○	—	—	—
緊急医療施設に関する資料	○	○	○	—	—	—
青森県地域防災計画（原子力編）	○	○	○	—	—	—
六ヶ所村地域防災計画（原子力編）	○	○	○	—	—	—

別表 12 防災訓練に係る訓練項目

訓練項目	訓練内容	対象者	頻度	
総合訓練※1, 2	特定事象を想定し、緊急時態勢を発令し、対策本部組織員を召集し、活動を行う。	原子力防災要員 本部員 各対策班員	1回/年	
個別訓練	通報訓練	連絡責任者を中心とした社内外通報訓練及び召集訓練	各対策班員	必要の都度
	救護訓練	負傷者のサーベイ、応急処置及び除染、搬送訓練	救護班員 放射線管理班員	必要の都度
	モニタリング訓練	技能訓練	放射線管理班員	必要の都度
	避難誘導訓練	見学者等の避難誘導訓練	運転管理班員 放射線管理班員 総務班員	必要の都度
	その他必要と認める訓練	上記以外のその他必要な訓練	各対策班員	必要の都度

※1：総合訓練については、国、県、村主催の原子力防災訓練又は保安規定に基づく非常時訓練と兼ねることができる。

※2：総合訓練の中に、通報訓練、救護訓練、モニタリング訓練及び避難誘導訓練を含めることを原則とするが、個別訓練で実施すれば総合訓練に含めなくてもよいこととする。

別表 13 原災法第 25 条第 2 項に基づく応急措置の報告

略称	法令
原子力事業者の応急措置	<p>原災法第 25 条</p> <p>原子力防災管理者は、その原子力事業所において第十条第一項の政令で定める事象が発生したときは、直ちに、原子力事業者防災業務計画に定めるところにより、当該原子力事業所の原子力防災組織に原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わなければならない。</p> <p>第 2 項</p> <p>前項の場合において、原子力事業者は、同項の規定による措置の概要について、原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、内閣総理大臣及び原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長並びに関係周辺都道府県知事（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣並びに当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長）に報告しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係周辺都道府県知事は、関係周辺市町村長に当該報告の内容を通知するものとする。</p>

別表 14 運営準備及び現地事故対策連絡会議への派遣要員

項目	派遣要員		備考
オフサイトセンターの運営準備の助勢	設備・機器の立上げ要員	2名* ¹⁾	* 1) 状況により増員を考慮する。
現地事故対策連絡会議への参加	現地事故対策連絡会議構成員	3名* ²⁾	* 2) 状況により増員を考慮する。他の事業部からの派遣要員を含む。

別表 15 緊急事態応急対策への派遣要員と貸与資機材

項目	派遣要員		貸与資機材		備考
オフサイトセンターにおける業務に関する事項（合同対策協議会機能グループ）	総括班	1名 ^{*1)}	/		*1) 状況により増員を考慮する。 また、合同対策協議会構成員として派遣する役員を含まない。
	プラント班	3名 ^{*1)}			
	広報班	2名 ^{*1)}			
	医療班	1名 ^{*1)}			
	住民安全班	1名 ^{*1)}			
	運営支援班	3名 ^{*1)}			
緊急時モニタリング、避難退域時検査及び除染その他の住民避難に関する事項	緊急時モニタリング要員	4名 ^{*2)}	ガンマ線測定用サーベイメータ	5台 ^{*3)}	*2) 状況により増員を考慮する。他の事業部からの派遣要員を含む。 *3) 他の事業部からの貸与資機材を含む。
	避難退域時検査及び除染その他の住民避難要員	10名 ^{*2)}	中性子線測定用サーベイメータ	1台 ^{*3)}	
	/		アルファ線汚染密度測定用サーベイメータ	2台 ^{*3)}	
			ベータ線汚染密度測定用サーベイメータ	5台 ^{*3)}	
			ダストサンプラ	2台 ^{*3)}	
			積算線量計	20個 ^{*3)}	
			個人用線量計	20個 ^{*3)}	
			除染用具	1式 ^{*3)}	

別表 16 原子力災害事後対策への派遣要員と貸与資機材

項目	派遣要員		貸与資機材		備考
地域への情報提供に関する事項	防災要員等	4名 ^{*1)}	/		*1) 状況により増員を考慮する。
緊急時モニタリング、避難退域時検査及び除染その他の住民避難に関する事項	緊急時モニタリング要員	4名 ^{*2)}	ガンマ線測定用サーベイメータ	5台 ^{*3)}	*2) 状況により増員を考慮する。他の事業部からの派遣要員を含む。 *3) 他の事業部からの貸与資機材を含む。
	避難退域時検査及び除染その他の住民避難要員	10名 ^{*2)}	中性子線測定用サーベイメータ	1台 ^{*3)}	
	/		アルファ線汚染密度測定用サーベイメータ	2台 ^{*3)}	
			ベータ線汚染密度測定用サーベイメータ	5台 ^{*3)}	
			ダストサンプラ	2台 ^{*3)}	
			積算線量計	20個 ^{*3)}	
			個人用線量計	20個 ^{*3)}	
/		除染用具	1式 ^{*3)}		

別表 17 他の原子力事業者への派遣要員と貸与資機材

項目	派遣要員		貸与資機材		備考
緊急時モニタリング、避難退域時検査及び除染その他の住民避難に関する事項	緊急時モニタリング要員避難退域時検査及び除染その他の住民避難要員	15名 ^{*1)}	汚染密度測定用サーベイメータ	18台 ^{*2)}	<p>*1) 状況により増員を考慮する。他の事業部からの派遣要員を含む。</p> <p>*2) 他の事業部からの貸与資機材を含む。</p>
			NaI シンチレーションサーベイメータ	1台 ^{*2)}	
			電離箱サーベイメータ	1台 ^{*2)}	
			ダストサンプラ	3台 ^{*2)}	
			個人線量計（ポケット線量計）	50個 ^{*2)}	
			高線量対応防護服	10着 ^{*2)}	
			全面マスク	50個 ^{*2)}	
			タイベックスーツ	1,500着 ^{*2)}	
			ゴム手袋	3,000双 ^{*2)}	
			遮へい材	100枚 ^{*2)}	
			放射能測定用車両	1台 ^{*2)}	
			Ge 半導体式試料放射能測定装置	1台 ^{*2)}	
			ホールボディカウンタ	1台 ^{*2)}	
			全α測定装置	1台 ^{*2)}	

別表 18 原子力事業者間協定に基づく原子力緊急事態支援組織

1. 原子力緊急事態支援組織の概要

実施主体	日本原子力発電株式会社
名称	美浜原子力緊急事態支援センター
所在地	福井県三方郡美浜町久々子38号36
施設概要	事務所棟、資機材保管庫・車庫棟、屋外訓練フィールド、ヘリポート等
要員数	21名（所長、支援組織要員）

2. 平常時の主な業務

資機材の集中管理	保有資機材（4. 参照）について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。
資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。
資機材操作要員の養成訓練	支援組織要員に対する支援活動に関する教育・訓練を行う。 ・場 所：日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター ・頻 度：操作技能の習得訓練実施後、継続的に実施 ・主な内容：遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等 原子力事業者の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。 ・場 所：日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター内、又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻 度：操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的（1回/年）に実施 ・主な内容：遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等
原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。

3. 原子力災害発生時の原子力緊急事態支援組織の対応及び発災事業者への支援内容

災害発生時の連絡体制 (常時オンコール体制)	<div style="text-align: center;"> <p>10条通報 ・支援要請</p> <pre> graph LR A[発災事業者*] -- "10条通報・支援要請" --> B["(平日日中) 支援組織長 (夜間休祭日) 連絡当番者"] B -- "状況報告" --> A B -- "出動指示" --> C[支援組織要員] </pre> </div> <p>※ 発災事業者：特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者</p>
発災事業者への支援内容	<ul style="list-style-type: none"> 発災事業者からの支援要請後、支援組織の要員を招集し、資機材の輸送準備を実施した後、要員を派遣する。 支援組織から原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの資機材の輸送は、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況（災害、天候等）に応じた最適なルートにて行う。なお、状況に応じてヘリコプターによる原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの輸送も考慮する。 原子力事業所災害対策支援拠点から発災事業者の災害現場まで資機材を搬送する。 発災事業者の災害現場における放射線量をはじめとする環境情報収集の支援活動を行う。また、同災害現場における作業を行う上で必要となるアクセスルートの確保作業の支援活動を行う。 支援組織の活動に必要な範囲での、放射性物質の除去等の除去作業の支援活動を行う。 以上の活動については、発災事業者が設置する災害対策本部と連携した支援組織連絡本部の指揮命令のもとに実施する。

4. 保有資機材一覧

資機材については1回／年保守点検を行う。また、故障、点検等により必要数が確保できない場合には代替品を補充する。

分類	名称	数量	保管場所
遠隔操作 資機材	小型ロボット（現場偵察（撮影、放射線測定）用）	6台	資機材保管 庫・車庫棟
	中型ロボット（障害物撤去用）	2台	
	無線重機（屋外のがれき等の撤去用）	3台	
	無線ヘリコプター（高所からの偵察）	2台	
現地活動 用資機材	放射線防護用資機材	1式	
	放射線管理、除染用資機材	1式	
	作業用資機材	1式	
	一般資機材	1式	
搬送用車両	ワゴン車（要員・軽資機材搬送）	2台	
	大型トラック（重機搬送）	1台	
	中型トラック（ロボット搬送等）	9台	

別表 19 原子力防災組織業務の一部を委託するもの

防災業務計画等命令第 2 条第 4 項に基づき、原子力防災組織の業務の一部を委託する法人の名称、主たる事務所の所在地、業務の範囲及び実施方法は以下のとおり。

法人の名称	日本原子力発電株式会社
主たる事務所の所在地	東京都千代田区神田美土代町 1-1
業務の範囲及び実施方法	<p>美浜原子力緊急事態支援センター（福井県三方郡美浜町久々子 38 号 36）が以下の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援組織要員の派遣 ・ 遠隔操作機器を用いた放射線量測定等による環境情報収集の支援 ・ 遠隔操作機器を用いたがれきの撤去作業等による、アクセスルートの確保の支援 ・ 遠隔操作機器を用いた除染作業の支援

原災法及び原子力災害対策指針を踏まえた通報事象一覧

EAL 区分	警戒事象 (AL)		原災法第 10 条第 1 項に基づく特定事象 (SE)		原災法第 15 条第 1 項に基づく緊急事態事象 (GE)	
	EAL 番号	EAL 略称	EAL 番号	EAL 略称	EAL 番号	EAL 略称
放射線量・放射性物質放出	01		SE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	GE01	敷地境界付近の放射線量の上昇
	02		SE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	GE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出
	03		SE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	GE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出
	04		SE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の検出	GE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の検出
	05		SE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の検出	GE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の検出
	06		SE06	臨界のおそれ	GE06	臨界の発生
その他の脅威	54		SE54	緊急事態の発生		
		(原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合等)	SE55	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象の発生	GE55	住民の屋内退避を開始する必要がある事象の発生
事業所外運搬	61		XSE61	事業所外運搬での放射線量率の上昇	XGE61	事業所外運搬での放射線量率の異常上昇
	62		XSE62	事業所外運搬での放射性物質の漏えい	XGE62	事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい
	63		XSE63	事業所外運搬での原子力緊急事態事象の発生		

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

内閣総理大臣、原子力規制委員会 殿	年 月 日
届出者 住所 _____ 氏名 _____ 印 (法人にあつてはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話)	
別添のとおり、原子力事業者防災業務計画作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第 7 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。	
原子力事業所の名称及び場所	
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	年 月 日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	年 月 日
協議した都道府県知事及び市町村長	
予定される要旨の公表の方法	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力防災要員現況届出書

年 月 日		
原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿		
届出者 住所 _____ 氏名 _____ 印 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話)		
原子力防災組織の原子力防災要員の現況について、原子力災害対策特別措置法第8条第4項の規定に基づき届け出ます。		
原子力事業所の名称及び場所		
業 務 の 種 別	防災要員の職制	その他の防災要員
情報の整理、関係者との連絡調整		名以上
原子力災害合同対策協議会における情報の交換等		名以上
広 報		名以上
放射線量の測定その他の状況の把握		名以上
原子力災害の発生又は拡大の防止		名以上
施設設備の整備・点検、応急の復旧		名以上
放射性物質による汚染の除去		名以上
医療に関する措置		名以上
原子力災害に関する資機材の調達及び輸送		名以上
原子力事業所内の警備等		名以上

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書

年 月 日		届出者 住所 _____ 氏名 _____ 印 (法人にあつてはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話)	
原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿			
原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので、原子力災害対策特別措置法第 9 条第 5 項の規定に基づき届け出ます。			
原子力事業所の名称及び場所			
区 分	選 任	解 任	
正	氏 名		
	選 任 ・ 解 任 年 月 日		
	職 務 上 の 地 位		/
副	氏 名		
	選 任 ・ 解 任 年 月 日		
	職 務 上 の 地 位		/

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
- 2 複数の副原子力防災管理者を選任した場合にあつては、必要に応じて欄を追加するものとする。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

放射線測定設備現況届出書

年 月 日	
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿	
届出者 住所 氏名 印 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話)	
放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第 11 条第 3 項の 規定に基づき届け出ます。	
原子力事業所の名称及び場所	
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数 式
	設置場所
原子力事業所外の放射線測定設備	設置者
	設置場所
	検出される数値 の把握方法

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
- 2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は、通報事象等規則第 8 条第 1 号ただし書の規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力防災資機材現況届出書

年 月 日			
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿			
届出者 住所 _____ 氏名 _____ 印 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話 _____)			
原子力防災資機材の現況について、原子力災害対策特別措置法第 11 条第 3 項の 規定に基づき届け出ます。			
原子力事業所の名称及び場所			
放射線障害防護用器具	汚染防護服	組	
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	個	
	フィルター付防護マスク	個	
非常用通信機器	緊急時電話回線	回線	
	ファクシミリ	台	
	携帯電話等	台	
計測器等	排気筒モニタリング設備	台	
	その他固定式測定器	台	
	ガンマ線測定用サーベイメータ	台	
	中性子線測定用サーベイメータ	台	
	空間放射線積算線量計	個	
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	台	
	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ	台
		測定器	台
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ	台
		測定器	台
	個人用外部被ばく線量測定器	台	
その他	エリアモニタリング設備	台	
	モニタリングカー	台	
その他資機材	ヨウ素剤	錠	
	担架	台	
	除染用具	式	
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	台	
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	式	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
- 3 「排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器」の後の空欄には、設備の種類を記載すること。

防災訓練実施結果報告書

年 月 日	
原子力規制委員会 殿	
報告者	
住所 _____	
氏名 _____ 印	
(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)	
(担当者 所属 電話)	
防災訓練の実施結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき報告します。	
原子力事業所の名称及び場所	
防災訓練実施年月日	年 月 日
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	
防災訓練の項目	
防災訓練の内容	
防災訓練の結果の概要	
今後の原子力災害対策に向けた改善点	

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

警戒事態該当事象発生連絡

(第 報)

年 月 日

原子力規制委員会、青森県知事、六ヶ所村長 殿

警戒事態該当事象連絡

連絡者名 _____

連絡先 _____

警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針に基づき連絡します。

原子力事業所の名称及び場所	日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駈
警戒事態該当事象の発生箇所	
警戒事態該当事象の発生時刻	年 月 日 時 分 (24 時間表示)
発生した警戒事態該当事象の概要	警戒事態該当事象の種類
	想定される原因
	検出された放射線量の状況並びに検出された放射性物質の状況等又は主な施設・設備の状態等
その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報	

六ヶ所村において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合
 六ヶ所村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合
 オンサイト総括（原子力規制庁）が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合
原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合

故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、
 その他 ()

低レベル廃棄物管理建屋の運転状況
 ・放射性廃棄物の取扱い作業（あり、なし、確認中）
 廃棄物埋設地の運転状況
 ・放射性廃棄物の取扱い作業（あり、なし、確認中）
 放射線及び放射性物質の放出状況
 ・排気用モニタの指示値
 （変化なし、変化あり【 cps → cps】、確認中）
 ・モニタリングポストの指示値
 （変化なし、変化あり【最大値： μSv/h → μSv/h、名称：MP- 】,確認中）

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

警戒事態該当事象発生後の経過連絡

(第 報)

年 月 日	
原子力規制委員会、青森県知事、六ヶ所村長 殿	
警戒事態該当事象 発生後の経過連絡	連絡者名 _____ 連絡先 _____
原子力災害対策指針に基づき、警戒事態該当事象発生後の経過を以下のとおり連絡します。	
原子力事業所の名称 及び場所	日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駈
警戒事態該当事象の 発生箇所 (注1)	
警戒事態該当事象の 発生時刻 (注1)	年 月 日 時 分 (24 時間表示)
警戒事態該当事象の 種類 (注1)	
発生事象と対応の概 要 (注2)	(発生事象、対応日時、対応の概要)
その他の事項の対応 (注3)	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 事業部対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

特定事象発生通報

(第 報)

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事、六ヶ所村長 殿

第10条通報

通報者名 _____

連絡先 _____

特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称及び場所	日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸			
特定事象の発生箇所				
特定事象の発生時刻	年 月 日 時 分 (24時間表示)			
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	<table border="0"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準 *□SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 *□SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の検出 *□SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の検出 *□SE06 臨界のおそれ □SE54 緊急事態の発生 *□SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象の発生 (注記：*は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す) </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準 *□GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 *□GE02・SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出 *□GE03・SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出 *□GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の検出 *□GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の検出 *□GE06 臨界の発生 *□GE55 住民の屋内退避を開始する必要がある事象の発生 </td> </tr> </table>	原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準 *□SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 *□SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の検出 *□SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の検出 *□SE06 臨界のおそれ □SE54 緊急事態の発生 *□SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象の発生 (注記：*は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す)	原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準 *□GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 *□GE02・SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出 *□GE03・SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出 *□GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の検出 *□GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の検出 *□GE06 臨界の発生 *□GE55 住民の屋内退避を開始する必要がある事象の発生
	原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準 *□SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 *□SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の検出 *□SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の検出 *□SE06 臨界のおそれ □SE54 緊急事態の発生 *□SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象の発生 (注記：*は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す)	原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準 *□GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 *□GE02・SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出 *□GE03・SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出 *□GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の検出 *□GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の検出 *□GE06 臨界の発生 *□GE55 住民の屋内退避を開始する必要がある事象の発生		
	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他 ()		
検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	低レベル廃棄物管理建屋の運転状況 ・放射性廃棄物の取扱い作業 (あり、なし、確認中) 廃棄物埋設地の運転状況 ・放射性廃棄物の取扱い作業 (あり、なし、確認中) 放射線及び放射性物質の放出状況 ・排気用モニタの指示値 (変化なし、変化あり【 cps → cps】、確認中) ・モニタリングポストの指示値 (変化なし、変化あり【最大値： μSv/h → μSv/h、名称：MP- 】、確認中)			
その他特定事象の把握に参考となる情報				

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

特定事象発生通報（事業所外運搬）

（第 報）

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、
 _____ 都道府県知事、 _____ 市町村長 殿

第 10 条通報

通報者名 _____

連絡先 _____

事業所外運搬に係る事業所外運搬に係る特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称及び場所	日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸
特定事象の発生箇所	
特定事象の発生時刻	年 月 日 時 分 (24 時間表示)
発生した特定事象の概要	<p>特定事象の種類</p> <p><u>原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく基準</u> * <input type="checkbox"/> XSE61 事業所外運搬での放射線量率の上昇 * <input type="checkbox"/> XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい * <input type="checkbox"/> XSE63 事業所外運搬での原子力緊急事態事象の発生</p> <p><u>原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項に基づく基準</u> * <input type="checkbox"/> XGE61 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇 * <input type="checkbox"/> XGE62 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい</p> <p>(注記：*は電離放射線障害防止規則第 7 条の 2 第 2 項に該当する事象を示す)</p>
	<p>想定される原因</p>
	<p>検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等</p>
<p>その他特定事象の把握に参考となる情報</p>	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

応急措置の概要

(第 報)

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事、六ヶ所村長 殿

第 2 5 条 報 告

報告者名

連絡先

原子力災害特別措置法第 2 5 条第 2 項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称 及び場所	日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸
特定事象の発生箇所 (注 1)	
特定事象の発生時刻 (注 1)	年 月 日 時 分 (24 時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	
発生事象と対応の概 要 (注 2)	(発生事象、対応日時、対応の概要) ※添付の有・無
その他の事項の対応 (注 3)	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

(注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注 2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注 3) 事業部対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

応急措置の概要

1. 施設状況		(確認時刻： 月 日 時 分)		
2. 放射性物質放出見通し (放出見通しがある場合に記載)		(評価時刻： 月 日 時 分)		
放出開始予測時刻	月 日 時 分頃			
特記事項				
3. 放射性物質放出状況 (放出がある場合に記載)		(評価時刻： 月 日 時 分)		
放出開始時刻	月 日 時 分頃	放出箇所		
放出停止時刻	月 日 時 分頃	放出高さ(地上高)	m	
放出実績評価	評価時点での放出率		評価時刻までの放出量	
希ガス		Bq/h	Bq	
ヨウ素		Bq/h	Bq	
全 α		Bq/h	Bq	
全 β		Bq/h	Bq	
その他(核種:)		Bq/h	Bq	
4. モニタ・気象情報		(確認時刻： 月 日 時 分)		
排気用モニタ	cps			
モニタリングポスト	名称	MP-1	MP-2	MP-3
	μ Sv/h			
気象情報	天候		風向	
	風速		大気安定度	
5. その他				

※指数表示となるデータは、#. #E±## の形で記載する。E±##は、 $10^{\pm##}$ (10の±##乗) のことである。

応急措置の概要（事業所外運搬）

（第 報）

年 月 日	
内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、 ____ 都道府県知事、 _____ 市町村長 殿	
第 2 5 条報告	報告者名 _____ 連絡先 _____
原子力災害特別措置法第 2 5 条第 2 項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。	
原子力事業所の名称及び場所	日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駈
特定事象の発生箇所（注 1）	
特定事象の発生時刻（注 1）	年 月 日 時 分（24 時間表示）
特定事象の種類（注 1）	
発生事象と対応の概要（注 2）	（発生事象、対応日時、対応の概要） ※添付の有・無
その他の事項の対応（注 3）	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

（注 1）最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

（注 2）設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

（注 3）事業部対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

応急措置の概要（輸送容器の状況）

1. 輸送容器の状況				(確認時刻： 月 日 時 分)			
事故発生時の 状況	輸送物		使用容器				
	出発地		到着予定地				
	輸送手段						
現在の状況	火災の有無	有・可能性有・ 無・不明	爆発の有無	有・可能性有・ 無・不明			
	漏えいの有無	有・可能性有・ 無・不明					
	特記事項						
2. 放射線状況				(確認時刻： 月 日 時 分)			
距離・場所							
(n・μ)Sv/h							
3. 放射性物質放出状況等（放出、漏えい有りの場合に記載）				(確認時刻： 月 日 時 分)			
放出，漏えい 開始時刻		放出，漏えい 停止時刻					
放出，漏えい 箇所							
4. その他							